

障がい福祉ガイドブック

令和6年度



SDGs 未来都市
KONOSU

鴻 巣 市

【番号制度の導入について】

障害保健福祉分野でも、手帳や手当、自立支援医療、障害者総合支援法によるサービスの申請等でマイナンバーの提供が必要となります。マイナンバーカードもしくは個人番号通知カード及び本人確認書類（運転免許証等）をお持ち下さい。詳細は問合seください。

【問合せ】

障がい福祉課	☎048-541-1321(代表)	FAX 048-541-1328
吹上支所 福祉グループ	☎ 048-548-1213	FAX 048-549-1082
川里支所 福祉グループ	☎ 048-569-1111	FAX 048-569-1184



障がい福祉ガイドブック目次



このガイドブックは、令和6年8月を基準にして作成しています。
各種制度については、対象者・資格要件等が改正されることがあります。その際は、
広報「かがやき」等でお知らせいたします。

1 相談窓口の案内	1
■市・市関連の相談窓口（市役所内・各支所・保健センター等）	
■国・県の相談窓口（埼玉県総合リハビリテーションセンター・埼玉県立精神医療センター・埼玉県中央児童相談所等）	
2 手帳の申請・交付	6
■身体障害者手帳 ■療育手帳 ■精神障害者保健福祉手帳	
3 医療費助成	9
■重度心身障害者医療費の助成 ■後期高齢者医療制度	
■自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）	
■未熟児養育医療 ■小児慢性特定疾病医療	
■先天性血液凝固因子欠乏症等医療 ■指定難病医療	
4 健康診査・訪問看護・歯科診療	13
■身体障害者健康診査 ■訪問看護 ■埼玉県障害者歯科相談医制度	
■鴻巣市障がい者等歯科診療事業	
5 手当と年金	15
■特別障害者手当 ■障害児福祉手当 ■経過措置による福祉手当	
■難病患者手当 ■在宅重度障害者介護者手当 ■在宅重度心身障害者手当	
■小児慢性特定疾病児手術見舞金 ■特別児童扶養手当	
■心身障害者扶養共済制度 ■障害基礎年金 ■障害厚生年金・障害手当金	
6 在宅サービス	20
■車椅子貸出事業 ■鴻巣市地域支え合い「思いやりの輪」	
■訪問理容・美容サービス ■訪問入浴サービス ■紙おむつ・おむつ代の支給	
■障害児（者）生活サポートサービス利用料の助成	

7	障害者総合支援法によるサービス	23
	■障害者総合支援法によるサービスのしくみ ■障害福祉サービス ■障害福祉サービスを利用したときの費用 ■障害支援区分と利用できる介護給付サービスの関係 ■障害福祉サービスの利用のしかた ■地域生活支援事業のしくみ ■日常生活用具の給付(日常生活用具一覧) ■補装具費の支給(補装具の種類)	
8	住宅	36
	■市営住宅の入居 ■県営住宅家賃の減免 ■県営住宅の抽選における特例措置	
9	社会活動の援助	37
	■福祉タクシー利用券の支給 ■自動車燃料券の支給 ■身体障害者補助犬の給付 ■身体障がい者のための無料運転教習 ■身体障害者自動車運転免許取得費の助成 ■身体障害者自動車改造費の助成 ■障害者用送迎自動車の貸出し ■視覚障害者ガイドヘルパーの派遣 ■声の広報貸出し ■防災行政無線放送に伴う情報配信サービス等 ■駐車禁止適用除外 ■思いやり駐車場 ■聴覚障害者用福祉カード ■青い鳥郵便はがきの配布 ■郵便等による不在者投票 ■ヘルプマーク ■電話リレーサービス ■聴覚障がい者等の緊急通報システム「Net119」 ■避難行動要支援者名簿 ■在宅高齢者等配食サービス	
10	税の減免・所得控除制度	45
	■所得税及び市・県民税の控除 ■少額貯蓄の利子等の非課税 ■固定資産税の減額措置 ■相続税の障害者控除 ■心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税 ■特定障害者に対する贈与税の非課税 ■消費税の非課税 ■自動車税(種別割・環境性能割)の減免 ■軽自動車税(種別割)の減免	
11	公共料金等の割引制度	49
	■JR運賃の割引 ■バス運賃の割引 ■タクシー運賃の割引 ■有料道路通行料金の割引 ■国内航空運賃の割引 ■NHK放送受信料の減免 ■携帯電話基本料金等の割引 ■市内自転車駐車場定期利用の免除措置 ■障害者手帳アプリ「ミライロID」	

12 児童福祉法によるサービス	54
■障害児通所サービス ■障害児通所サービスの利用のしかた	
■障害児通所サービスを利用したときの費用	
■児童発達支援センターつつみ学園 ■鴻巣市こどもデイサービスセンター	
13 障がい児の教育・保育	56
■特別支援学級における教育 ■特別支援学校 ■訪問教育 ■通級による指導	
■特別支援教育就学奨励費の支給 ■障がい児の保育	
14 職業相談・訓練	59
■職業相談 ■職業訓練	
15 スポーツ・交流	61
■彩の国ふれあいピック ■鴻巣市障がい者スポーツ・レクリエーション大会	
■ふれあい広場	
■おもちゃ図書館 ■障害福祉サービス事業所地域交流活動	
16 養成講習	62
■手話講習会及び手話通訳者の養成 ■手話通訳者の養成 ■要約筆記者の養成	
■盲ろう者向け通訳・介助員の派遣 ■朗読奉仕員の養成 ■点訳奉仕員の養成	
17 ボランティア活動等	63
■ボランティア活動の窓口	
18 関係機関一覧	64
19 障がい程度別サービス一覧	65
■肢体不自由 ■視覚障がい ■聴覚・平衡、音声・言語機能障がい	
■内部機能障がい ■知的障がい ■精神障がい ■難病	

1 相談窓口の案内

市・市関連の相談窓口

市役所内

- ◆障がい福祉課（手帳や各種手当、障害者総合支援法におけるサービス等）
- ◆福祉課（生活保護や民生児童委員）
- ◆子育て支援課（児童に関する手当や医療費助成、子育て全般の相談、母子保健に関すること）
- ◆保育課（保育所の入退所等）
- ◆こども応援課（放課後児童クラブの入退所等）

鴻巣市役所 〒365-8601 鴻巣市中央 1-1
☎ 048-541-1321（代表） FAX 048-541-1328

吹上支所・川里支所

吹上支所 福祉グループ 〒369-0195 鴻巣市吹上富士見 1-1-1
☎ 048-548-1213 FAX 048-549-1082
川里支所 福祉グループ 〒365-8502 鴻巣市広田 3141-1
☎ 048-569-1111 FAX 048-569-1184

保健センター

乳幼児から高齢者までの日常生活における健康相談や健康教育・健康診査・予防接種・家庭訪問による指導などを行います。

鴻巣保健センター 〒365-0032 鴻巣市中央 2-1
健康づくり課 ☎048-543-1561 FAX 048-543-5749
子育て支援課 母子保健担当 ☎048-543-1562
吹上保健センター 〒369-0136 鴻巣市吹上 498 ☎048-548-6252 FAX 048-549-2696

鴻巣市立教育支援センター

子育てに関すること、友人等との人間関係のこと、発達について心配なこと、不登校や就学に関することについて、幼児、小・中学生のお子さんや保護者、教職員からの相談をお受けします。

〒365-0004 鴻巣市関新田 1281-1 川里ふるさと館内
☎ 048-569-3181 FAX 048-569-1773

鴻巣市障がい者就労支援センター

障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、身近な地域において障がい者が安心して働き続けられるよう継続的に支援します。

〒365-0038 鴻巣市本町 1-2-1 エルミこうのすアネックスビル3階 ジョブサポートこうのす内
☎ 048-577-3518 FAX 048-577-5031

障がい者相談支援事業所

障がい者の福祉に関する様々な問題につき、その相談に応じ必要な情報の提供、助言、その他障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を無料で行います。

生活相談支援センター「しゃろーむ」 (身体・知的)
〒364-0013 北本市中丸 9-259 地域共生プラザびおもす 3階
☎ 048-598-7099 FAX 048-577-5948
生活支援センター「夢の実」 (精神)
〒365-0038 鴻巣市本町 1-1-3 エルミこうのすエルミ 2 4階
☎ 048-501-8613 FAX 048-501-8613

総合福祉センター・吹上福祉活動センター

障がい者や高齢者が教養を高めたり、交流を深めたりする拠点として利用できます。

総合福祉センター（鴻巣市社会福祉協議会）
〒365-0062 鴻巣市箕田 4211-1 ☎ 048-597-2100 FAX 048-597-2102
吹上福祉活動センター（鴻巣市社会福祉協議会 吹上地域福祉センター）
〒369-0112 鴻巣市鎌塚 57-1 ☎ 048-548-6664 FAX 048-548-6673

民生委員・児童委員

障がいのある方やその家族の相談に応じ、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他の援助をするとともに、福祉事務所長等の事務の執行に協力し、社会福祉の増進に努めています。

【窓口】福祉課 内線 2609・2613

国・県の相談窓口

埼玉県総合リハビリテーションセンター

身体障害者・知的障害者更生相談所・更生施設・病院などの総合施設です。障がいのある人の専門的相談から治療訓練まで一貫したリハビリテーションを行います。

★更生相談は、市を経由して予約が必要です。

〒362-8567 上尾市西貝塚 148-1 ☎ 048-781-2222 (代表) FAX 048-781-1552

埼玉県立精神医療センター

埼玉県における精神保健の普及、心の病気の予防と治療及び社会復帰訓練を総合的にを行います。

〒362-0806 北足立郡伊奈町小室 818-2

☎ 048-723-1111 (代表) FAX 048-723-1550

埼玉県中央児童相談所

18歳未満の児童のあらゆる問題について本人や家族からの相談に応じ調査・判定を行い、それに基づいた指導や施設入所などの措置を行います。

〒362-0013 上尾市上尾村 1242-1 ☎ 048-775-4152 (代表) FAX 048-770-1055

埼玉県こころの電話

心の健康や悩みに関する相談を、電話のみで受け付けます。

月曜日～金曜日 9:00～17:00 土日・祝日、年末年始除く ☎ 048-723-1447

埼玉県鴻巣保健所

地域保健に関する広域的・専門的拠点として、管内の生活習慣病予防対策、児童虐待予防、精神保健、難病対策、エイズ対策等の専門的保健サービス、食品衛生、環境衛生、医事・薬事等における監視及び指導・検査等の業務を行います。

精神的な悩みの相談も受け付けます。

〒365-0039 鴻巣市東 4-5-10 ☎ 048-541-0249 FAX 048-541-5020

埼玉県立小児医療センター

子どもの病気の予防・早期発見、健康増進を目的として、精密検査及び治療方針を立てるための小児専門の保健医療機関です。地域の保健・医療・福祉・教育と連携しながら小児保健外来を行います。

★初めてのの方は、医師の紹介の上、予約が必要です。

〒330-8777 さいたま市中央区新都心 1-2

☎ 048-601-2200 (代表) FAX 048-601-2201

埼玉県障害者交流センター

障がいのある方が、社会参加の促進を図るため、各種の相談、研修、教養の向上、スポーツ及びレクリエーション活動等に利用できます。また、センター内には埼玉盲ろう者友の会があり、盲ろう者通訳・介助員の派遣（県事業）も行っています。

〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1

☎ 048-834-2222（総合受付） FAX 048-834-3333

埼玉盲ろう者友の会 派遣事業担当 ☎/FAX 048-823-7080

営業日 火・水・木・金 9:30～16:30

埼玉県立総合教育センター

総合教育センター特別支援教育担当では、心身に障がいのあるお子さん、または「障がいがあるのではないかと心配なお子さんについての教育相談（面接相談）を実施しています。

〒361-0021 行田市富士見町 2-24 ☎ 048-556-6164（代表） FAX 048-556-3396

埼玉障害者職業センター

就労や職場復帰を目指す障がいのある方、障がい者の雇用を検討している、或いは雇用している事業主の方、障がいのある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供します。

〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 136-1

☎ 048-854-3222 FAX 048-854-3260

公共職業安定所（ハローワーク）

障がい者の窓口では、就職について相談に応じ、障がいの状況・適性・希望等を総合的に判断し、就職の斡旋等を行います。

大宮 〒330-0852 さいたま市大宮区大成町 1-525 ☎ 048-667-8609 FAX 048-651-0331

行田 〒361-0023 行田市長野 943 ☎ 048-556-3151 FAX 048-556-1309

埼玉聴覚障害者情報センター

聴覚障がい者及び関係者の方からの相談を専任の相談員がお受けします。相談員は、相談者の課題をありのままに受け止め、共に整理し、深め、その本質を明らかにし、課題の解決に相談者自らが主体的に取り組めるように支援します。

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館内

福祉支援部 ☎ 048-814-3353 FAX 048-814-3354

聴覚障害者相談員用 FAX 048-814-3355

障害者権利擁護センター（埼玉県社会福祉協議会）

認知症高齢者や障がいのある方の生活上のさまざまな相談を受け付けます。

◆権利擁護相談

相談内容		曜日・時間
生活相談	家庭や職場、施設における日常生活全般に関するこ と	月曜日～金曜日 9:00～16:00
法律相談 (要予約)	相続、遺言、契約、婚姻、財産管理、消費契約問題 などの法律に関するこ と	水曜日・金曜日 13:00～14:30
相談専用電話番号 ☎ 048-822-1204/048-822-1240 FAX 048-822-1406		

◆障がい者虐待に関する通報・相談窓口

使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出の受付、障がい者及び擁護者支援に関する相談、障がい者虐待防止に関する啓発や広報を行います。

月曜日～金曜日 8:30～17:15 祝・祭日、年末年始を除く

☎ 048-822-1297 FAX 048-822-1406

◆福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

判断能力の不十分な高齢者や障がいのある方に、福祉サービスの利用の援助のほか、日常の金銭管理などの援助を行います。

【申込・相談先】鴻巣市社会福祉協議会 ☎ 048-597-2100 FAX 048-597-2102

◆福祉サービス苦情相談（埼玉県運営適正化委員会）

福祉サービスの利用に関して不満がある場合や、事業者と話し合いで解決できない場合に相談を受け、解決に向け支援します。

【相談日】月曜日～金曜日 9:00～16:00 土曜・日曜・祝日・年末年始を除く

☎ 048-822-1243 FAX 048-822-1406

埼玉県虐待通報ダイヤル

埼玉県では、早期に虐待を発見するために、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の通報を 24時間365日受け付ける“埼玉県虐待通報ダイヤル「^{ないない}#7171」”を開設しています。

お話をお伺いし、適切な機関におつなぎします。生命に重大な危険があるなど緊急の場合は「110番」に連絡してください。

【電話番号】

#7171

0120-80-7171（ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線を利用の場合）

上記どちらもつながらない場合は 048-762-7533（有料）

2 手帳の申請・交付

※各手帳の申請手続きにはマイナンバーが必要です。

身体障害者手帳

【内容】

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法で定める障がいの程度に該当する方に対し、埼玉県知事が1級から6級（数字が小さい級が重度）の手帳を交付決定します。

援護のための、補装具の支給（車椅子、義肢、装具など）や更生医療の給付（心臓手術、人工透析など）、施設への入所や日常生活用具の給付等については手帳の交付が要件となります。

【対象となる障がい】

視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・小腸・肝臓）、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

【申請の手続き】

- ・診断書の様式は、障がい福祉課・各支所にあります。身体障害者福祉法により指定を受けた医師に作成してもらう必要があります。（指定医については、医療機関で確認してください。）
- ・写真2枚（縦4cm×横3cm、無帽上半身のもの）は、手帳交付時に必要です。また、紛失・破損による再交付の場合は、申請時にお持ちください。

手続きが必要な場合			手続きに必要なもの		
			診断書	写真	手帳
新規申請			○	○（交付時）	
再交付	障がい変更	障がいの程度の変更 他の障がいが増えたとき	○	○（交付時）	○
	再認定	再認定の申請をするとき	○	○（交付時）	○
	紛失・破損	手帳を紛失（破損）したとき		○（申請時）	△ （破損）
変更	居住地変更	住所を変更したとき ※市外転出の場合は、転出先での 手続きとなります。			○
	氏名変更	氏名を変更したとき		○（交付時）	○
返還		死亡、手帳の程度に該当しなくなったとき			○

療育手帳

【内容】

療育手帳は、知的障がい児（者）の方の一貫した指導・相談を行うとともに各種の援助措置を受けやすくするため、手帳を交付して福祉の増進に資することを目的としています。

障がいの程度により、**㊤**（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4段階に区分されます。

【対象】

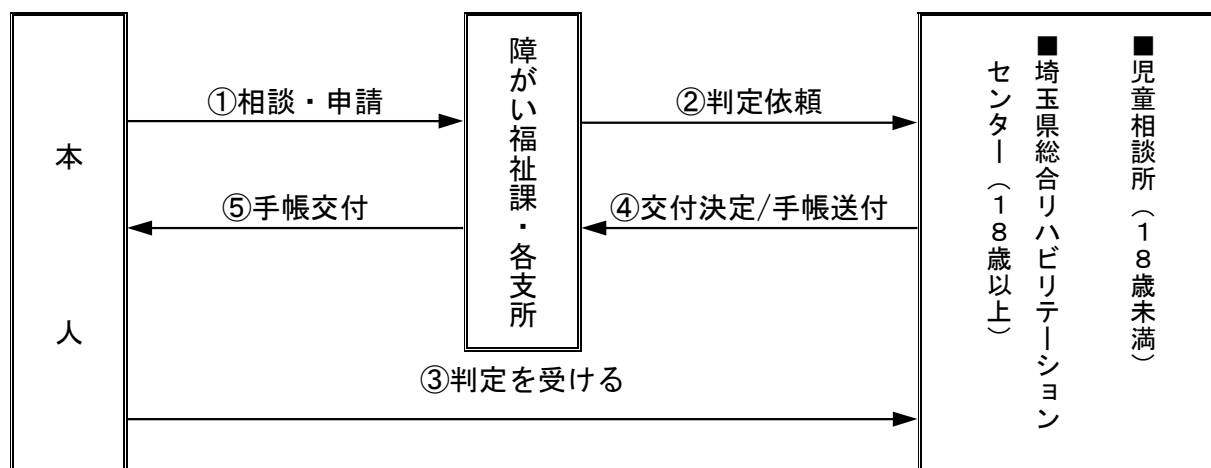
児童相談所（18歳未満の方）又は知的障害者更生相談所（県総合リハビリテーションセンター）（18歳以上の方）において、知的障がいと判定された方

【申請の手続き】

- ・写真2枚（縦4cm×横3cm、無帽上半身のもの）は、手帳交付時に必要です。
- また、紛失・破損による再交付の場合は、申請時にお持ちください。
- ・児童で手帳を取得した場合、次回の判定期が記載されますので、判定期が近づきましたら、更新の手続きが必要です。

手続きが必要な場合			手続きに必要なもの	
			写真	手帳
新規申請（写真は、交付の時に必要） ※18歳以上の新規・再判定の方は母子手帳、通信簿、過去の検査資料など			○	
再判定		障がい程度の再判定を受けようとするとき （手帳に記載ある次の判定日までにする手続き）	○	○
再交付	紛失・破損	手帳を紛失（破損）したとき	○	△ （破損）
変更	居住地変更	住所を変更したとき ※市外転出の場合は、転出先での手続きとなります。		○
	氏名変更	氏名を変更したとき ※本人変更時は写真用意	※○	○
返還		死亡、手帳の程度に該当しなくなったとき		○

【療育手帳申請・交付の流れ】



精神障害者保健福祉手帳

【内容】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める障がいの程度に該当すると認められた方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。

障がいの程度によって1級～3級（数字が小さい級が重度）に区分されます。

有効期限は2年で、有効期限ごとに更新の手続きが必要です。

【対象者】

精神疾患（統合失調症、そううつ病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病、その他の精神疾患）を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方

※初診日から6か月を経過している必要があります

【申請の手続き】

- ・申請から手帳交付まで、2～3か月程度の期間を要します。
更新の方は、有効期限が近づきましたら、早めに手続きをお願いします。有効期限の3か月前から手続き可能です。
- ・写真1枚（縦4cm×横3cm、無帽上半身のもの）は、手帳交付時に必要です。
また、紛失・破損による再交付の場合は、申請時にお持ちください。
- ・障害年金証書等で申請した場合、障害年金と同じ級の手帳が交付されます。

手続が必要な場合	手続に必要なもの
◆新規に申請するとき ◆更新するとき 有効期限の3か月前から更新申請可能	※診断書又は年金証書等のどちらかが必要 ◆診断書（初診日から6か月経過日以降作成のもの） ◆年金証書等（精神疾患を事由として現に受給している場合） 写真（写真は手帳交付時に必要）
手帳を紛失又は破損したとき	手帳（破損した場合）・写真
住所・氏名が変更になったとき	手帳 ※市外転出の場合、転出先での手続きとなります。
等級変更を受けるとき	手帳・診断書又は年金証書の写し
障がい者本人が死亡したとき	手帳

【窓口】 障がい福祉課 内線 2615・2617・2619・2678・2692

吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

3 医療費助成

①重度心身障害者医療費の助成

【内容】

重度の心身障がい者（児）が病院などで診療を受ける場合に、各種医療保険制度による医療費の一部負担金（高額療養費・附加給付等を除く）を助成する制度です。

※保険外（文書料、健康診断料、差額ベッド代、予防接種代、食事代等）は対象になりません。

※対象者の所得により助成の対象にならない場合があります。

【対象者】

- ・身体障害者手帳（１級～３級） ・療育手帳（**Ａ**～Ｂ）
- ・精神障害者保健福祉手帳（１級）
- ・６５歳以上で後期高齢者医療制度による障がい認定を受けた方（②後期高齢者医療制度の該当になる方）

※ただし、平成２７年１月以降、新たに重度心身障がい者となった年齢が６５歳以上の方は除く。

【必要書類】

手帳、健康保険証、通帳（本人名義のもの）、印鑑、マイナンバー

【助成方法】

医療機関で健康保険証と、公費負担者番号が記載された重度心身障害者医療費受給者証を提示すると、窓口での支払い（保険診療分）はありません。

◆令和４年１０月１日より、すべての重度心身障害者医療費受給者の方は、埼玉県内の医療機関等で受診した場合、医療機関の窓口でお金を支払う必要はありません。

ただし、窓口負担がなくなる場合があります。この場合、医療機関の窓口で支払い、受診した翌月以降に、重度心身障害者医療費請求書に領収書を添付して、請求してください。

- (1) 健康保険証または重度心身障害者医療費受給者証を忘れたとき。
- (2) 県外の医療機関にかかったとき。
- (3) 接骨院、整骨院、鍼灸、マッサージにかかったとき。
- (4) コルセットなどの治療用装具を作ったとき。
- (5) 一医療機関でのひと月の累計負担金額（保険診療分）が２１，０００円以上のとき。

（後期高齢者医療保険加入者を除く）

【請求書の提出場所】

鴻巣市役所障がい福祉課、吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ、
市民センター、市民サービスコーナー、各公民館

注意：医療費を支払った日の翌日から起算して５年を経過すると時効により請求できなくなります。

【窓口】障がい福祉課 内線 2617・2678

吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

②後期高齢者医療制度

【内容】

一定の障がいのある方は、65 歳から後期高齢者医療制度に加入できます。後期高齢者医療制度では一定以上の所得がある方を除き、1 割又は 2 割負担で医療を受けることができます。

【対象者】

- 1 国民年金法等障害年金の 1 級、2 級を受給している方
- 2 身体障害者手帳 1 ～ 3 級の方、4 級のうち条件に該当する方
- 3 精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級の方
- 4 療育手帳 ㉠、A の方

【窓口】国保年金課 内線 2662・2663

吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

③自立支援医療（更生医療）

【内容】

身体上の障がいが軽減または機能を回復することができるような医療を、指定医療機関で受ける場合に医療費の一部を負担する制度です。発症からの治療歴や現在の治療内容等の聞き取りをし、県の判定を受けて、受給を決定します。

【対象者】

18 歳以上の、治療を受ける医療の対象の身体障害者手帳をお持ちの方

【費用】

自己負担が原則 1 割になり、世帯の所得水準に応じた自己負担限度額があります（入院時の食事療養費や生活療育費は原則自己負担）。世帯の所得によっては、制度の対象外になる場合があります。

【治療内容】

肢体不自由（人工関節置換術等）、視覚障害（白内障手術等）、聴覚障害（外耳道形成術等）、音声・言語・そしゃく機能障害（歯科矯正治療等）、心臓機能障害（弁形成・置換術等）、腎臓機能障害（血液透析、腎移植術等）、肝臓機能障害（肝臓移植術等）、小腸機能障害（中心静脈栄養法）、免疫機能障害（抗 HIV 療法、免疫調節療法）

【必要書類】

申請書、健康保険証（同一保険者全員分）、医学的意見書（用紙は窓口にあります）、医療費概算額算定表、所得確認書類、マイナンバー

【更新について】

受給者証の期限は、継続的な治療が必要な場合でも、最長 1 年間になります。引き続き受給を希望される場合は、有効期限が切れる前に、手続きが必要です。必要な書類は、事前に確認ください。

④自立支援医療（育成医療）

【内容】

身体に障がいのある、または現に疾患があってそのまま放置すると将来一定の障がいを残すと認められる児童（18歳未満）が、手術等により確実な治療効果が期待できる診療を受ける場合に、医療費の一部を負担する制度です。事前の申請が必要です。

【費用】

自己負担が原則1割になり、世帯の所得水準に応じた自己負担限度額があります。（入院時の食事療養費や生活療育費は原則自己負担）世帯の所得によっては、制度の対象外になる場合があります。

【対象の障害】

肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害、内部障害など

【必要な書類】

申請書、健康保険証（同一保険者全員分）、医師の意見書（用紙は窓口にあります）、所得確認書類、世帯調書、マイナンバー

⑤自立支援医療（精神通院医療）

【内容】

精神疾患で定期的な通院（入院は対象外）を必要とする方が支払う医療費について、指定医療機関で治療を受ける場合、医療費の一部を負担する制度です。

病院・診療所での診察、院外処方箋、精神科デイケア、訪問看護を利用した際に対象となります。有効期限は1年です。有効期限ごとに更新の手続きが必要です。

【費用】

自己負担が原則1割になり、世帯の所得水準に応じた自己負担限度額があります。世帯の所得によっては、制度の対象外になる場合があります。

【必要な書類】

申請書、健康保険証（同一保険者全員分）、同意書、
医師の意見書（2年に一度※）、所得確認書類、マイナンバー

※精神障害者保健福祉手帳を診断書で同時に申請する場合はお問合せください。

【更新について】（有効期限の3か月前から手続き可能）

継続を希望する場合は、受給者証の有効期限が切れる前に、上記の必要な書類を持参の上、手続きください。

【窓口】障がい福祉課 内線 2615・2619・2692

吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

⑥未熟児養育医療

【内容】

身体の発育が未熟な状態で生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です。

ただし、全国の指定医療機関での入院治療に限られます。また、世帯の市民税額に応じて、自己負担金が生じます。

【窓口】子育て支援課 母子保健担当 ☎ 048-543-1562

⑦小児慢性特定疾病医療

【内容】

対象の疾患にかかり治療している18歳未満の児童を対象として、指定小児慢性特定疾病医療機関で医療の給付を行っています。（所得に応じた自己負担があります）

【窓口】埼玉県鴻巣保健所 ☎ 048-541-0249 FAX 048-541-5020

⑧先天性血液凝固因子欠乏症等医療

【内容】

20歳以上の先天性血液凝固因子欠乏症等で治療を受けている方を対象として医療の給付を行っています。

【窓口】埼玉県鴻巣保健所 ☎ 048-541-0249 FAX 048-541-5020

⑨指定難病医療

【内容】

指定難病の治療を受けている方が、指定医療機関で保険診療を受けた際の医療費の自己負担分の全部又は一部を給付します。（所得に応じた自己負担があります）

【窓口】埼玉県鴻巣保健所 ☎ 048-541-0249 FAX 048-541-5020

※⑦・⑧・⑨のいずれかに該当し、埼玉県知事が交付する医療受給者証の交付を受けると難病患者手当（P15を参照）の受給ができる場合があります。

4 健康診査・訪問看護・歯科診療

身体障害者健康診査

在宅で常時車いすを使用する身体障がい者の方(18歳以上)^{じよくそう}の褥瘡、変形、ぼうこう機能障がい等の発生の予防を目的としています。ただし、入院中、入所中又は特定健康診査等を受けた方は除きます。(実施時期 毎年6月～2月末)

※健康診査実施医療機関については障がい福祉課に問合せください。実施時期は変更する場合があります。

【窓口】障がい福祉課 内線 2617・2678

吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

訪問看護

在宅で療養されている方々に対して、赤ちゃんからお年寄りまで年齢に係わらず訪問看護師が家庭を訪問し、医師の指示に基づいて看護活動を行います。医療保険及び介護保険いずれでも対応します。

24時間、365日緊急時訪問看護体制を行います。

- 内 容 ⇒ ①病状や障がい者の観察・血圧・体温・脈拍などのチェック
②身体の清拭・洗髪・入浴介助・食事・排せつの助言介助
③床ずれの予防や処置及びカテーテルや酸素、人工呼吸器などの管理
④難病や認知症の看護や機能回復などのリハビリテーション
⑤医師の指示による医療処置、その他療養上の相談・指導

- ・鴻巣訪問看護ステーション 鴻巣市天神 5-11-11 ☎ 048-542-1121 FAX 048-542-1129
- ・看護協会吹上訪問看護ステーション 鴻巣市下忍 4450 ☎ 048-547-2020 FAX 048-547-2021
- ・あかり訪問看護ステーション 鴻巣市本町 2-1-7-2F ☎ 048-543-0010 FAX 048-543-0011
- ・パンジーの里訪問看護リハビリステーション 鴻巣市大間 3-15-16 ウエルズ OMA A号室
☎ 048-501-6476 FAX 048-501-6477

埼玉県障害者歯科相談医制度

在宅の障がい者の歯科保健相談、口腔衛生指導、歯科治療などについて、障害者歯科相談医と専門歯科診療所のある障害者福祉施設と連携して、障がい者の歯科診療にあたっています。地域の歯科医院で治療できない障がい者の方が、県立施設障害者歯科診療所による治療を受ける場合は、手続きが必要です。

【予約方法】

①かかりつけ歯科医師等がいる場合

かかりつけ医師に紹介状を作成してもらい、直接予約申込みください。

②かかりつけ歯科医師等がない場合

市役所に診療予約申し込み書を提出してください。市役所から受診したい県立施設歯科診療所に診療予約申込書を送付し、予約申し込みをします。

後日、歯科診療所から申込者へ診療日の連絡があります。

【主な専門歯科診療所】

埼玉県総合リハビリテーションセンター（上尾市）	☎ 048-781-2222
埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所（草加市）	☎ 048-936-5088
埼玉県社会福祉事業団 嵐山郷（嵐山町）	☎ 0493-62-6221
埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所（朝霞市）	☎ 048-466-1411
埼玉県立皆光園障害者歯科診療所（深谷市）	☎ 048-573-2021
埼玉県歯科医師会口腔保健センター（さいたま市）	☎ 048-835-3210

【問合せ】

埼玉県保険医療部健康長寿課

☎ 048-830-3585

鴻巣市障がい者等歯科診療事業

一般の歯科診療所での治療が困難な重度の障がい者等を対象に、身近な場所で歯科診療が受けられます。

【対象者】一般の歯科診療所での治療が困難な重度の障がい者

要介護者で鴻巣市民の方

（原則、障がい者歯科相談医、地域包括支援センター等からの紹介による）

【診療場所】萩原歯科医院

鴻巣市神明 2-9-23

【診療時間】月曜日 9 時～12 時、火・水曜日 13 時～17 時（祝日・年末年始を除く）

※電話で予約をしてから受診してください。

【窓口】障がい福祉課 内線 2617・2678

5 手当と年金

制度名・必要なもの	支給要件・支給制限	手当額
◆特別障害者手当 【必要なもの】 診断書（所定の様式） 年金証書の写・所得状況届・ 印鑑・通帳（本人名義） 【窓口】 障がい福祉課 吹上・川里支所福祉グループ	【対象】 20 歳以上で著しく重度な障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方 【対象外】 ※所得制限があります ・施設入所中の方 ・病院等に 3 か月を超えて入院中の方	【月額】 28,840 円 【支給月】 2 月・5 月・ 8 月・11 月
◆障害児福祉手当 【必要なもの】 診断書（所定の様式） 所得状況届・印鑑・通帳（本人名義） 【窓口】 障がい福祉課 吹上・川里支所福祉グループ	【対象】 20 歳未満で重度な障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある次の方 ① 身体障害者手帳 1 級の一部及び 2 級の一部の方 ② 療育手帳㊤の方 ③ ①・②と同程度の状態の方 【対象外】 ※所得制限があります ・施設入所中の方 ・障がいを支給事由とする年金を受給している方	【月額】 15,690 円 【支給月】 2 月・5 月・ 8 月・11 月
◆経過措置による福祉手当 【窓口】 障がい福祉課 吹上・川里支所福祉グループ	【対象】 制度改正（昭和 61 年 4 月 1 日）以前に 20 歳以上であって、制度改正前の福祉手当を受給している方のうち、特別障害者手当も障がいを支給事由とする年金も支給されない方 【対象外】 ※所得制限があります ・施設入所中の方	【月額】 15,690 円 【支給月】 2 月・5 月・ 8 月・11 月
◆難病患者手当 【必要なもの】 埼玉県知事が交付する医療受給者証・通帳（本人名義） 【窓口】 障がい福祉課 吹上・川里支所福祉グループ	【対象】 埼玉県知事が交付する医療受給者証を所持している方 ※ただし、次の手当の受給者は対象になりません ・鴻巣市在宅重度心身障害者手当 ・特別障害者手当等 ・重度要介護高齢者手当	【月額】 1,000 円 【支給月】 9 月・3 月

◆在宅重度障害者介護者手当 【必要なもの】 手帳・通帳(本人名義) 【窓口】 障がい福祉課 吹上・川里支所福祉グループ	【対象】 鴻巣市に1年以上住所を有する重度心身障がい者と、同居し、引き続き1年以上介護している方 ※この制度の重度心身障がい者とは次の方 身体障害者手帳1級・2級又は療育手帳㊦の方のうち自力で移動、起床が困難な方（特別障害者手当、障害児福祉手当受給者） 【対象外】 ・施設入所中の方 ・在宅要援護高齢者介護者手当を受給している方	【月額】 5,000円 【支給月】 4月・8月・12月
◆在宅重度心身障害者手当 【必要なもの】 手帳・印鑑・通帳(本人名義) 【窓口】 障がい福祉課 吹上・川里支所福祉グループ	【対象】 ① 身体障害者手帳1級又は2級の方 ② 療育手帳の程度㊦・A・Bの方 ③ 精神保健福祉手帳1級の方 【対象外】 ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当、重度要介護高齢者手当を受給している方（超重症心身障害児を除く） ・本人が市民税課税の方 ・施設入所中の方 ・手帳交付時65歳以上の方（平成21年12月31日以前に交付を受けたものは除く）	【月額】 5,000円 【支給月】 3月・9月
◆小児慢性特定疾病児手術見舞金 【必要なもの】 診断書・印鑑・通帳 【窓口】 障がい福祉課 吹上・川里支所福祉グループ	【対象】 小児慢性特定疾病手術を受けた本人(18歳未満)又はその保護者 【対象外】 ・対象となる保護者又は本人が、市内に引き続き1年以上住所を有していない方	【支給額】 手術日の属する年度につき1回 100,000円
◆特別児童扶養手当 【必要なもの】 手帳又は診断書（所定の様式） ・戸籍謄本 ・通帳（受給資格者名義） 【窓口】 障がい福祉課 吹上・川里支所福祉グループ	【対象】 精神又は身体に一定の障がいのある20歳未満の児童を家庭において養育している方 【対象外】 ※所得制限があります ・施設に入所中の方 ・児童が障がいを支給事由とする公的年金を受給している方	【月額】 1級 55,350円（重度障がい児） 2級 36,860円（中度障がい児） 【支給月】 4月・8月・11月

【届出内容に変更があった場合】

氏名や住所を変更した場合は、14 日以内に変更届を提出してください。

そのほかの変更については、各窓口に変更届が必要かお問合せください。

【手当喪失後、再度手当を受けたい場合】

新たに申請してください。（新規申請扱いとなります。）

【資格が喪失した場合】

次の項目に該当した場合、資格が喪失となるため、資格喪失届を提出してください。

- ①死亡したとき
- ②障がいの程度が該当しなくなったとき
- ③施設に入所した時、または退所したとき
- ④病院や診療所に継続して 3 か月を超えて入院に至ったとき（特別障害者手当受給者）
- ⑤20 歳になったとき（障害児福祉手当、在宅重度障害者介護者手当）

埼玉県心身障害者扶養共済制度

【内容】

障がい者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、障がい者に終身一定額の年金（１口：月額 20,000 円・２口：月額 40,000 円）が支給されます。また、障がい者が死亡した場合は、弔慰金が支給されます。

【加入資格】

心身障がい者を扶養している保護者で、年齢が 65 歳未満（毎年度 4 月 1 日時点）の方及び特別の疾病または障がいを有していない方

【対象者】

- ① 身体障害者障害程度等級表 1～3 級の方
- ② 児童相談所、知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方
- ③ 精神または身体に永続的な障がいがあり、上記①②と同程度の方（医師の診断）

【必要書類】

手帳または診断書（所定の様式）、印鑑、住民票の写し（保護者及び障がいのある方分）

【掛金】

加入者は加入時の年齢により 1 口月額 9,300 円～23,300 円を納めます。また、所得等により減額又は免除があります。

障がい者 1 人につき、加入者 1 人、2 口まで加入できます。

加入時の年齢（4月1日現在）	掛 金	掛金の免除
35 歳未満の方	9,300 円	加入者が 65 歳（4 月 1 日現在）以降最初に到来する加入応当月に達し、かつ、継続して 20 年以上加入したときは、その後の掛金が免除されます。
35 歳以上 40 歳未満の方	11,400 円	
40 歳以上 45 歳未満の方	14,300 円	
45 歳以上 50 歳未満の方	17,300 円	
50 歳以上 55 歳未満の方	18,800 円	
55 歳以上 60 歳未満の方	20,700 円	
60 歳以上 65 歳未満の方	23,300 円	

【窓口】 障がい福祉課 内線 2617・2678

吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

障害基礎年金

国民年金加入中に障がいの原因となった病気やけがの初診日があり（60 歳以上 65 歳未満で、国内に住んでいる間に初診日があるときも含みます。）、障害認定日（初診日から 1 年 6 か月以上経過した日又は経過以前に症状固定した日）において、一定の障がいがあると認められたときに受けられます。ただし、保険料納付要件を満たしていることが必要です。

また、20 歳前に初診日があり、20 歳に達した日に障がいの状態にあるときは、20 歳になった時から受けることができますが、その方の所得状況により停止されることがあります。

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持されている 18 歳に達する年度の年度末までにある子、又は 20 歳未満で障がいの程度が 1 級・2 級の子があるときには年金額の加算があります。

【窓口】 国保年金課 内線 2437

吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

障害厚生年金・障害手当金

厚生年金保険加入中に、障がいの原因となった病気やけがの初診日があり、障害認定日（初診日から 1 年 6 か月以上経過した日（65 歳まで）又は経過以前に症状固定した日）において、一定の障がいがあると認められたときに障害厚生年金が受けられます。

初診日から 5 年以内に病気やけがが治り、軽度の障がいが残った場合は、障害手当金（一時金）が受けられます。ただし、保険料納付要件を満たしていることが必要です。

【問合せ】 大宮年金事務所 ☎ 048-652-3399 (代表)

〒331-9577 さいたま市北区宮原町 4-19-9

6 在宅サービス

車椅子貸出事業

【内 容】 応急的に車椅子を必要としている方へ車椅子を貸し出します。

（最長 1 週間）

【対象者】 市内に住所を有する在宅の障がい者、高齢者等で日常生活に支障をきたしている方

【費 用】 無料

【問合せ】 鴻巣市社会福祉協議会 ☎ 048-597-2100 FAX 048-597-2102

吹上福祉活動センター ☎ 048-548-6664 FAX 048-548-6673

社協地域支え合い事業「思いやりの輪」

【内 容】 住民同士の支え合いを基本に、社会福祉協議会が有償で家事援助（掃除・洗濯・買い物・食事の支度など）を中心とした在宅サービスを行います。

【対象者】 ①概ね 65 歳以上高齢者 ②重度心身障がい（児）者 ③ひとり親世帯
④産前産後の期間にある者 ⑤未就学児を子育てしている者

【費 用】 1 時間 700 円、30 分 350 円

【問合せ】 鴻巣市社会福祉協議会 ☎ 048-597-2100 FAX 048-597-2102

訪問理容・美容サービス

【内 容】 理容・美容組合の協力により、理容・美容業者が休業日等を利用して訪問サービスを行います。

【対 象 者】 両下肢又は体幹機能障害の程度が 1 級の方

【費 用】 訪問理容・美容料 1 回 4,000 円（年 4 回）を助成

【必要書類】 手帳をご持参ください。

【窓口】 障がい福祉課 内線 2617・2678

吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

訪問入浴サービス

- 【内 容】 市に登録した業者の入浴車が家庭を訪問し、年 53 回（概ね月 4 回）を限度とし、入浴することができます。入浴に際しては、毎回健康チェックを行います。
- 【対象者】 重度の身体障がい（肢体不自由 1、2 級）により家庭での入浴が困難な方で、医師の診断により入浴に支障がないと認められた方。（ただし、**介護保険制度の対象者は除く**）
- 【費 用】 費用の 1 割が自己負担（生活保護世帯、市民税非課税世帯は 0 円）
※世帯（本人及びその配偶者。児童の場合は、保護者の属する住民基本台帳上の世帯全員）の中で市民税所得割がもっとも多い方の税額が 46 万円以上の場合は、サービスの利用対象外です。
- 【申 請】 身体障害者手帳、入浴診断書（用紙は窓口にあります）
マイナンバー、印鑑

【窓口】 障がい福祉課 内線 2617・2678

吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

紙おむつ・おむつ代の支給

- 【内 容】
- ◆配送希望の方：市が委託した業者が各家庭を訪問し、月額 3,000 円を上限として紙おむつを配送いたします。
 - ◆小売店等で 購入の方：小売店等で購入された時の領収書を 1 か月分まとめて持参して申請ください。
月額 3,000 円を上限として紙おむつ代相当額の支給を行います。
※数か月分をまとめて購入された場合も、領収月で月額 3,000 円が上限となりますのでご注意ください。
 - ◆入院の方：月額 3,000 円を上限として紙おむつ代相当額の支給を行います。
- ※配送・小売店等・入院など支給方法に変更がある場合は、窓口に出頭が必要です。
- 【対象者】
- 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、難病患者の方（ただし、社会福祉施設等入所者、特別養護老人ホーム等入所者は除きます。）
- 【申 請】 手帳又は特定疾患等受給者証、通帳（小売店等、入院の場合）

【窓口】 障がい福祉課 内線 2617・2678

吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

障害児（者）生活サポートサービス利用料の助成

【内 容】 障がい者の生活を支援する一環として、一時預かり、送迎、外出援助などのサービスを提供します。利用者が生活サポートサービス登録団体を利用した場合、その利用料を助成します。

【対象者】 市内に住所を有する者で、次のいずれかの条件を満たす者

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者
- ②難病患者
- ③知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害があると判断された者
- ④医師の診断により発達に障害があると診断された者

【利用料】 利用者負担額：30分当たり475円。18歳未満の方は30分250円。

※年会費、実費などは利用者の負担となります。

※18歳未満とは、利用前年度末の末日において18歳に満たない方。

【利用時間】 年間150時間が上限です。

【申 請】 手帳又は特定疾患等受給者証を持参し、市役所で生活サポート利用券の交付を受けてください。

【利用方法】 登録団体へ直接予約が必要です。

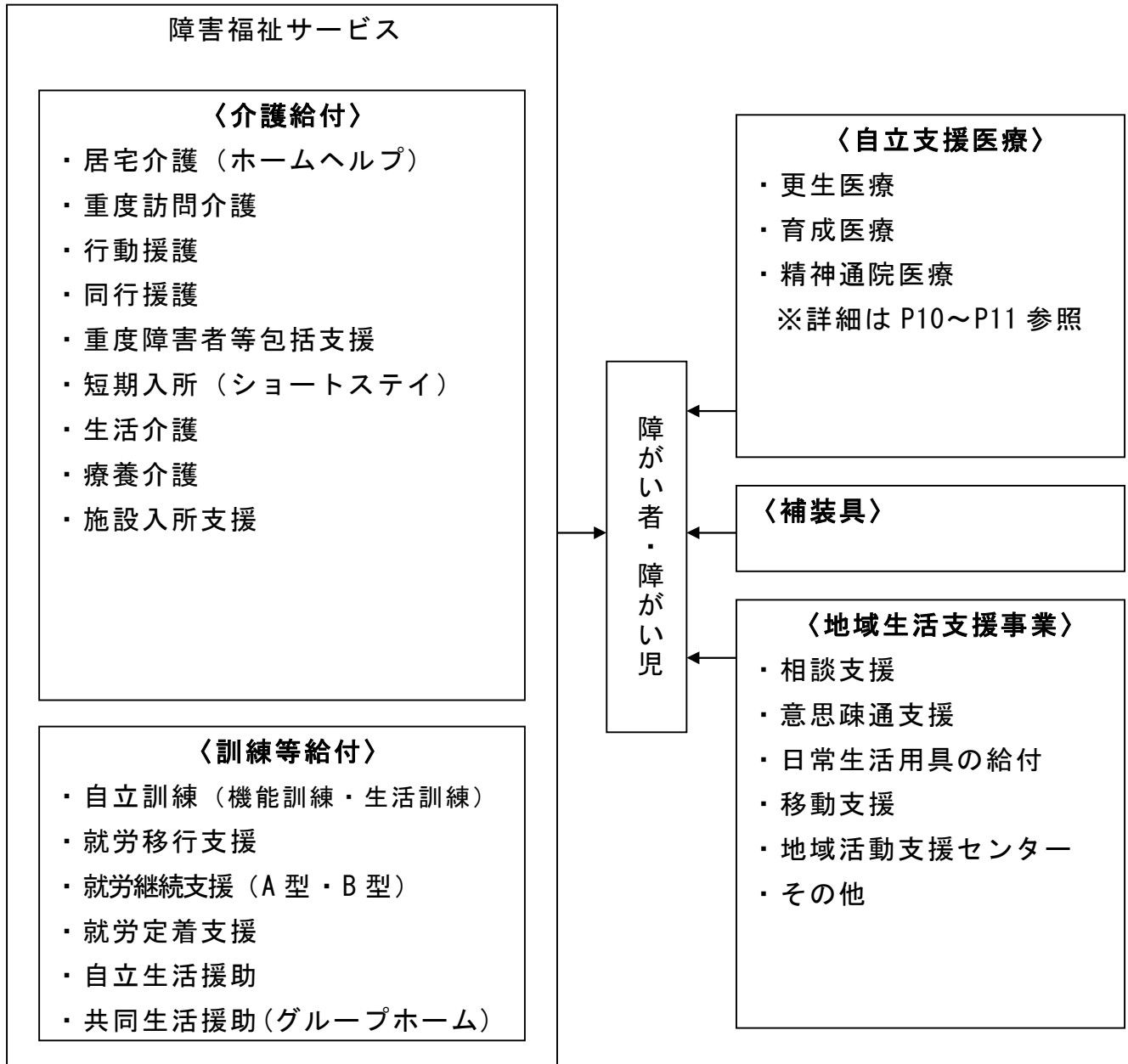
【窓口】 障がい福祉課 内線 2617・2678

吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

7 障害者総合支援法によるサービス

■障害者総合支援法によるサービスのしくみ

障がいのある方が地域で自立した生活が送れるよう、総合的なサービスを提供します。※ 介護保険の給付対象者は、介護保険制度が優先されます。



■ 障害福祉サービス

給付の種類		サービスの名称	サービスの内容
介護給付	訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
		重度訪問介護	重度の障がいがあり、常時介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。
		行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
		同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	日中活動系サービス	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、日中に障害者支援施設で入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。
		療養介護	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
	居住系サービス	施設入所支援	施設入所する人に対して居住の場所を提供し、入浴や排せつ、食事の介護など、日常生活上の支援を行います。
訓練等給付	日中活動系サービス	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
		就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
		就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
		就労定着支援	一般就労へ移行した人が生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
	居住系サービス	自立生活援助	施設を利用していた人がひとり暮らしを始めたときに、生活面や健康面などに問題がないか訪問して、助言などの支援をします。
		共同生活援助 (グループホーム)	地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。

■ 障害福祉サービスを利用したときの費用

サービスを利用したら、費用の1割を支払いますが、負担が重くなりすぎないように、所得に応じて支払う費用の上限が決められています。

☆利用者負担の上限額

所得に応じた4つの区分があり、それぞれの負担の上限額が決められています。

区 分	対象となる人	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得	住民税非課税世帯の人	0円
一般 1	住民税課税世帯 所得割16万円（障がい児（注）にあっては28万円）未満の者に限り、20歳以上の施設等入所者を除く。	【施設等入所者以外】 障がい者 9,300円 障がい児 4,600円 【20歳未満の施設等入所者】 9,300円
一般 2	住民税課税世帯の人（上記以外）	37,200円

注：「障がい児」は、20歳未満の施設等入所者を含む。

■ 障害支援区分と利用できる介護給付サービスの関係

障害支援区分と利用できるサービスの関係は、下表のとおりです。

サ ー ビ ス 名		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護（ホームヘルプ）								
重度訪問介護（注1）								
行動援護（注2）								
同行援護								
重度障害者等包括支援（注3）								
短期入所（ショートステイ）								
生活介護	通 所			50歳以上				
	入 所				50歳以上			
療養介護（注4）								
施設入所支援					50歳以上			

（注1）：二肢以上に麻痺等があり、認定調査項目の歩行・移乗・排尿・排便がいずれも「支援が不要」以外の人。もしくは行動関連項目の合計点数が10点以上の人。

（注2）：行動関連項目の合計点数が10点以上の人。

（注3）：意思疎通に著しい困難を有し、次のいずれかに該当する人。

①重度訪問介護対象者で、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態で呼吸管

理が必要な身体障がいがある人もしくは最重度知的障がいがある人。

②行動関連項目の合計点数が10点以上の人。

(注4) : 医療的ケアスコア16点以上、強度行動障害があり医療的ケアスコア8点以上、遷延性意識障害があり新判定スコア8点以上、筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者のいずれかに該当する人。(区分5以上)

筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人。(区分6)

■ 障害福祉サービスの利用のしかた

① 相談・申請

市または相談支援事業者にご相談し、サービスが必要な場合は市に申請します。

② 調査

障がい者または障がい児の保護者と面接して、心身の状況や生活環境などについての調査を行います。

介護給付を利用する場合、③に続く。(医師の意見書が必要)

訓練等給付は、④に続く。

③ 審査・判定(※)

調査の結果および医師の意見書をもとに、市の審査会で審査・判定が行われ、どのくらいのサービスが必要な状態か(障害支援区分: 1~6)が決められます。

④ 計画案の作成依頼

指定特定相談支援事業者、サービス等利用計画案の作成を依頼します。
一部セルフプランでのサービス利用を認めています。

⑤ 決定(認定)・通知

指定特定相談支援事業者が生活環境、申請者の要望などを考慮して作成するサービス等利用計画案や障害支援区分をもとにサービスの支給量などが決定され、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

⑥ 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

⑦ サービスの利用開始

受給者証を提示してサービスを利用し、原則として利用者負担（１割）を支払います。

※ 障がい児の場合、原則、審査・判定を行いません。また、児童福祉法の障害児通所のサービス（児童発達支援や放課後等デイサービスなど）を利用することも可能です。詳しくは「12 児童福祉法によるサービス」（P54）をご覧ください。

【窓口】障がい福祉課 内線 2615・2619・2692

吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

■ 地域生活支援事業のしくみ

障害者総合支援法により障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業等のサービスを提供できるよう市町村に義務づけられた事業で次のものがあります。

事業名	サービス内容
相談支援事業	障がい者の福祉に関する様々な問題につき、その相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行います。利用料は無料。 【相談支援事業者】 ・生活相談支援センター「しゃろーむ」（身体・知的） 北本市中丸 9-259 地域共生プラザびおもす 3階 ☎ 048-598-7099 FAX 048-577-5948 ・生活支援センター「夢の実」（精神） 鴻巣市本町 1-1-3 エルミこうのすエルミ 2 4階 ☎ 048-501-8613
意思疎通支援事業	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保し、日常生活の向上と社会参加の促進を図るため、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。 ・手話通訳者の派遣 利用料は無料（交通費等実費は利用者負担）。 【窓口】鴻巣市手話通訳派遣事務所（鴻巣市役所障がい福祉課内） ☎ 048-544-0200 FAX 048-544-0205 ・要約筆記者の派遣 利用料は無料。 【窓口】埼玉聴覚障害者情報センター ☎ 048-814-3353 FAX 048-814-3354

移動支援事業	屋外での移動が困難な方に、外出のための支援を行います。利用希望者は、市に申請をし、利用決定を受けた後、市の登録事業所のサービスを受けられます。 ※登録事業所は確認ください。 【利用時間】 月 20 時間以内 【利 用 料】 原則、利用料の 1 割が自己負担になります。 <table border="0"> <tr> <td>身体介護を伴う移動支援</td> <td>30 分当たり 2,000 円</td> </tr> <tr> <td>身体介護を伴わない移動支援</td> <td>30 分当たり 750 円</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>全額免除</td> </tr> </table>	身体介護を伴う移動支援	30 分当たり 2,000 円	身体介護を伴わない移動支援	30 分当たり 750 円	生活保護世帯	全額免除
身体介護を伴う移動支援	30 分当たり 2,000 円						
身体介護を伴わない移動支援	30 分当たり 750 円						
生活保護世帯	全額免除						
地域活動支援センター	障がいのある方がそのセンターに通い、創作的活動や生産活動の機会を得ることにより社会との交流の促進支援を行います。 ・生活支援センター「夢の実」 鴻巣市本町 1-1-3 エルミこうのすエルミ 2 4 階 ☎ 048-501-8613 ※相談支援事業も実施（利用料：無料／食費は実費） ・「コスモス工房」（精神小規模型） 鴻巣市氷川町 28-9 ☎ 048-543-3582						
日常生活用具給付事業	身体障がい者（児）等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援する用具を給付します。 ※ P30 に用具の種目・対象者等を掲載						
日中一時支援事業	障がい者（児）を一時的に預かることで、介護している家族の休息を確保します。サービスにかかる費用は、原則 1 割負担です。 利用料は、短期入所サービス費に次の割合を乗じた額 利用時間… 4 時間未満：1/4、4 時間以上 8 時間未満：2/4 8 時間以上：3/4、生活保護世帯：全額免除 ※ 登録団体は確認ください。						
鴻巣・北本地域障がい者基幹相談支援センター	事業所からの身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行います。障がい者の生活を支援するため、障害福祉サービス事業者や、教育や就労を含め、関係者が地域の支援体制の整備について連絡、協議を行います。 ・鴻巣事務所 鴻巣市本町 1-1-3 エルミこうのすエルミ 2 4 階 （生活支援センター 「夢の実」 内） ☎ 048-501-2444 FAX 048-501-2463 ・北本事務所 北本市中丸 9-259 地域共生プラザびおもす 3 階 ☎ 048-577-5947 FAX 048-577-5948						
障害者入院時コミュニケーション等支援事業	意思の疎通が困難な方が医療機関に入院した場合に、その方との意思疎通に熟練した人を支援員として派遣し、医師、看護師等との意思疎通や見守り等を行うことにより、円滑な診療行為が行えるよう支援します。						

■ 日常生活用具の給付

身体障がい者（児）等の日常生活の便宜を図るため、自立を支援する用具の給付を行います。※ 介護保険の給付対象者は、介護保険制度が優先されます。

○ 必要書類

身体障害者手帳、療育手帳、指定難病医療受給者証等、見積書、マイナンバー

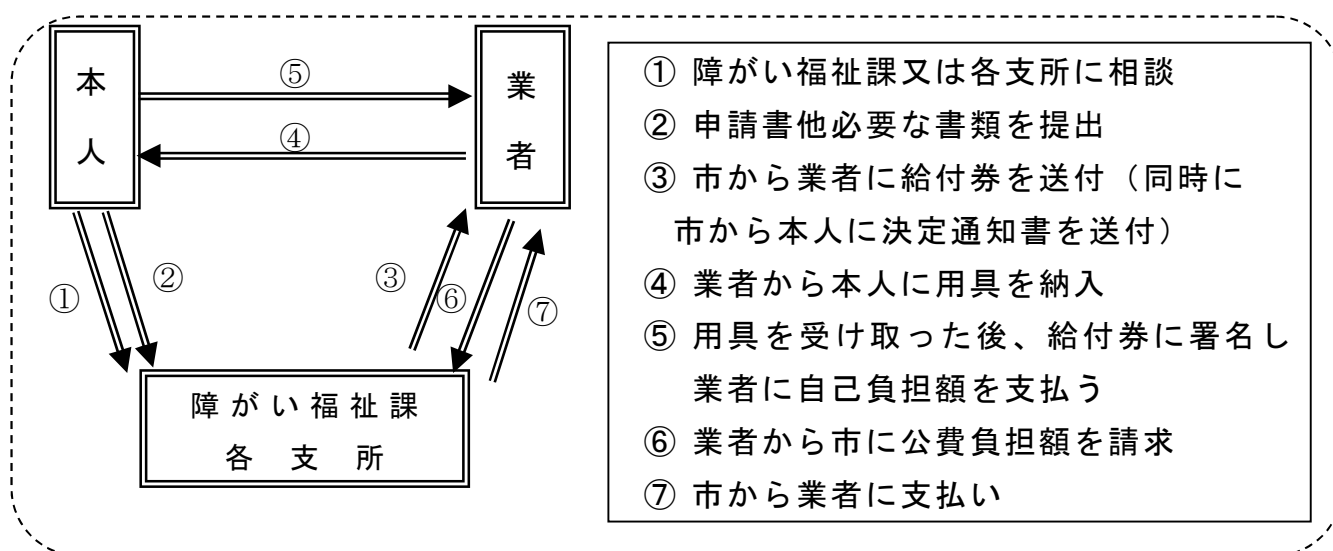
※手帳内容と身体状況によって別途医師意見書が必要な場合があります。

※申請前に購入した用具については、給付の対象になりません。ご注意ください。

○ 日常生活用具の種類と給付対象者

身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、難病患者等

○ 日常生活用具給付の流れ



○ 費用の負担

費用（基準額）の1割が自己負担となりますが、下表のとおり課税状況に応じた月額上限額が設けられています。

区 分	生活保護	低所得 （非課税世帯）	一般 （課税世帯）
利用者負担の上限額 （月額）	0 円	0 円	37,200 円

※世帯（本人及びその配偶者。児童の場合は、保護者の属する住民基本台帳上の世帯全員）の中で市民税所得割がもっとも多い方の税額が46万円以上の場合、日常生活用具給付の対象にはなりません。

○日常生活用具一覧

	種 目	対 象 者	耐用 年数	基準額（円）
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊寝台	(1)下肢又は体幹機能障がい２級以上の障がい者（18歳以上） (2)寝たきりの状態にある難病患者等	8年	154,000
	特殊マット	(1)重度又は最重度の知的障がい者 (2)下肢又は体幹機能障がい１級又は２級の障がい児（3～17歳まで） (3)下肢又は体幹機能障がい１級の障がい者で、常時介護を必要とする者（18歳以上） (4)寝たきりの状態にある難病患者等	5年	19,600
	特殊尿器	(1)下肢又は体幹機能障がい１級の障がい者で、常時介護を要する者（学齢児以上） (2)自力で排尿できない難病患者等	5年	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい２級以上の障がい者で、入浴に当たって家族等他人の介助を要する者（3歳以上）	5年	82,400
	体位変換器	(1)下肢又は体幹機能障がい２級以上の障がい者で、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者（学齢児以上） (2)寝たきりの状態にある難病患者等	5年	15,000
	移動用リフト	(1)下肢又は体幹機能障がい２級以上の障がい者（3歳以上） (2)下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	4年	159,000
	訓練椅子	下肢又は体幹機能障がい２級以上の障がい者（3歳以上）	5年	33,100
	訓練用ベッド	(1)下肢又は体幹機能障がい２級以上の障がい者（学齢児以上） (2)下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	8年	159,200
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	(1)下肢又は体幹機能に障がいを有し、入浴に介助を必要とする者（3歳以上） (2)入浴に介助を要する難病患者等	8年	90,000
	便器 （手すり取付け可）	(1)下肢又は体幹機能障がい２級以上の障がい者（学齢児以上） (2)常時介護を必要とする難病患者等	8年	4,450
	頭部保護帽	(1)平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある者 (2)重度又は最重度の知的障がい者、又は精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	3年	主原料がスポンジ及び革 12,768 主原料がスポンジ革及びプラスチック 30,870
	T字杖又は棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者	3年	木 製 2,266 軽金属製 3,090
	移動・移乗支援用具	(1)平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（3歳以上） (2)下肢が不自由な難病患者等	8年	60,000
	特殊便器	(1)上肢障がい３級以上の障がい者 (2)重度又は最重度の知的障がい者で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者 (3)上肢機能に障がいのある難病患者等	8年	151,200
	火災警報器	(1)障がい等級２級以上の障がい者であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 (2)重度若しくは最重度の知的障がい者であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 (いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	8年	15,500

自立生活支援用具	自動消火器	(1)障がい等級２級以上の障がい者であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 (2)重度若しくは最重度の知的障がい者であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 (3)難病患者等であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	８年	28,700
	電磁調理器	(1)視覚障がい２級以上の障がい者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（18歳以上） (2)重度若しくは最重度の知的障がい者（知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（18歳以上）	６年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい２級以上の障がい者（学齢児以上）	10年	7,000
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい２級以上の障がい者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（18歳以上） ※サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び屋内信号灯を含むものとする	10年	87,400
	視覚障がい者用誘導装置	視覚障がい者であって、音声による誘導を必要とする者（学齢児以上）	10年	56,000
	携帯用信号装置	聴覚障がい者であって、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない者（学齢児以上）	10年	18,000
	腰掛便座	下肢又は体幹機能障がい２級以上の障がい者	８年	81,000
	車椅子用段差昇降機	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがあり、常時車椅子を使用し、必要と認められる者（学齢児以上）	10年	260,000
在宅療養等支援用具	人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー（充電器・インバーターを含む。） ※いずれか１種目	在宅で常時人工呼吸器を使用する者	５年	100,000
	透析液加温器	腎臓機能障がい３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法在宅療養等支援用具を行う者（３歳以上）	５年	51,500
	ネブライザー（吸入器）	(1)呼吸器機能障がい３級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる者（学齢児以上） (2)呼吸器機能に障がいのある難病患者等	５年	36,000
	電気式たん吸引器	(1)呼吸器機能障がい３級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる者（学齢児以上） (2)呼吸器機能に障がいのある難病患者等	５年	56,400
	ネブライザー付きたん吸引器	(1)呼吸器機能障がい３級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる者（学齢児以上） (2)呼吸器機能に障がいのある難病患者等	５年	72,000
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者（18歳以上）	10年	17,000
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障がい２級以上の障がい者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（学齢児以上）	５年	9,000
	視覚障害者用血圧計（音声式）	視覚障がい２級以上の障がい者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（学齢児以上）	５年	9,700

	視覚障害者用 体重計	視覚障がい2級以上の障がい者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（18歳以上）	5年	18,000
	動脈血中酸素飽 和度測定器（パ ルスオキシメー ター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	5年	157,500
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	携帯用会話補助 装置	音声機能若しくは言語機能障がい又は肢体不自由であって、発 声・発語に著しい障がいをする者	5年	98,800
	情報・通信支援 用具（障害者向け のパーソナルコンピ ューター周辺機器や アプリケーションソ フト、スマートフォン 用テンキーボード 等）	上肢機能障がい2級又は視覚障がい2級以上の障がい者	5年	100,000
	点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上であって、必要と認められる者	6年	383,500
	点字器	視覚障がい者	標準型 7年 携帯用 5年	標準型ア（両面書真鍮板製） 10,712 標準型イ（両面書プラスチック製） 6,798 携帯用ア（片面書アルミニウム製） 7,416 携帯用イ（片面書プラスチック製） 1,699
	点字タイプライ ター	視覚障がい2級以上の障がい者で就労若しくは就学している者又 は就労が見込まれる者	5年	63,100
	視覚障がい者用 ポータブルレコーダ	視覚障がい2級以上の障がい者 （学齢児以上）	6年	録音再生機 85,000 再生専用機 48,000
	視覚障がい者用 活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の障がい者 （学齢児以上）	6年	99,800
	視覚障がい者用 拡大読書器	視覚障がいであって、本装置により文字等を読むことが可能にな る者（学齢児以上）	8年	198,000
	視覚障がい者用 時計	視覚障がい2級以上の障がい者（学齢児以上）	10年	触読式 10,300 音声式 13,300
	視覚障がい者用 地上デジタル放 送対応ラジオ	視覚障がい2級以上の障がい者（学齢児以上）	6年	30,000
	聴覚障がい者用 通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいをするためにコミュニケー ション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者	5年	71,000
	聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる 者	6年	88,900
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,150 電動式 72,203
	点字図書	情報の入手が主に点字である視覚障がい者	—	点字図書価格

	文字放送ラジオ	聴覚障がい者であって、文字による情報を必要とする者（学齢児以上）	6年	23,000
排泄管理 支援用具	ストマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者であって、次のいずれかに該当する者 (1)直腸機能障がいによる身体障害者手帳の交付を受けている者又は申請中の者 (2)医師意見書により、人工肛門を造設していることが確認できる者	—	月額 8,858 (分離式の場合は、2 を乗じて得た額)
	ストマ装具（泌尿器系）	人工膀胱を造設した者であって、次のいずれかに該当する者 (1)膀胱機能障がいによる身体障害者手帳の交付を受けている者又は申請中の者 (2)医師意見書により、人工膀胱を造設していることが確認できる者	—	月額 11,639 (分離式の場合は、2 を乗じて得た額)
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上で高度の排便若しくは排尿機能障がいの者又は脳原性運動機能障がいかつ意思表示の困難な者	—	月額 12,000
	収尿器	脊髄損傷等により排尿障がいがある者	1年	男性用普通型： 7,931 男性用簡易型： 5,871 女性用普通型： 8,755 女性用簡易型： 6,077
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	(1)下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する障がい者であって障がい程度等級が3級以上の者（学齢児以上） (2)下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	— 原則1回 かぎり	200,000

※介護保険の保険給付の対象となる品目（特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動・移乗支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、居宅生活動作補助用具）については、介護保険から貸与や購入費の支給が行われますので、介護保険課にご相談ください。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方に特殊寝台等の用具を給付しています。

事前申請が必要ですので、購入前に障がい福祉課に相談ください。

■補装具費の支給

身体障がい者・児の失われた身体機能を補完又は代替する目的で、継続的に身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に使用される補装具の購入等に係る費用を支給します。

介護保険法等、他の制度に該当する場合はそちらが優先される場合がありますので、相談ください。※医療保険（健康保険法・国民健康保険法）による治療用装具の制度もありますので、医療機関に相談ください。

○ 必要書類

身体障害者手帳、見積書、マイナンバー、指定医師の意見書（所定様式。補装具の種類によって必要な場合があります。）を窓口へ持参ください。

※負担上限額算定のため、収入額を確認できる資料が必要な場合があります。

※申請前に購入した補装具については、支給の対象になりません。ご注意ください。

○ 費用の負担

利用者は費用の1割を自己負担することになっていますが、下表のとおり課税状況に応じた月額上限額が設けられています。

区 分	生活保護	低所得 （非課税世帯）	一般 （課税世帯）
利用者負担の上限額 （月額）	0円	0円	37,200円

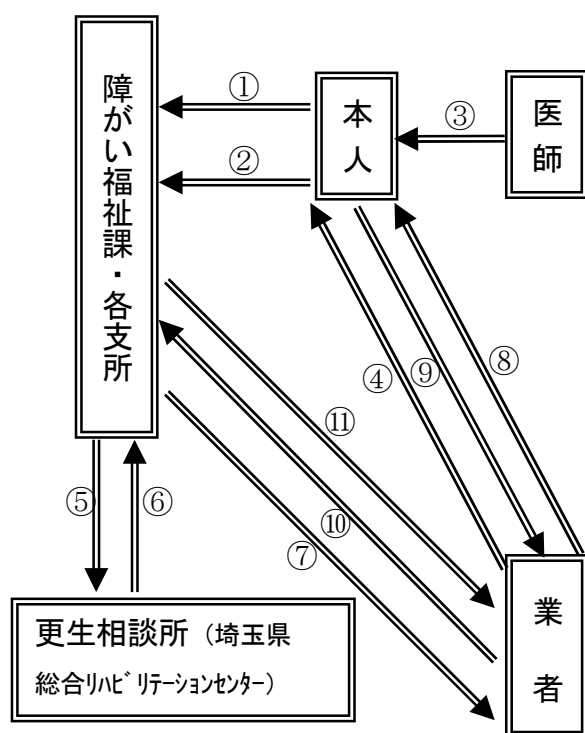
※世帯（本人及びその配偶者。児童の場合は保護者の属する住民基本台帳上の世帯全員）の中で市民税所得割がもっとも多い方の税額が46万円以上の場合、補装具費支給の対象にはなりません。

○ 支給の判定

補装具費（購入・修理）の支給の対象となる補装具は、P35のとおりです。

補装具の種類により、身体障害者更生相談所の判定（児童の場合は医師の意見書）が必要です。

【補装具費支給の流れ】



- ① 障がい福祉課又は各支所に相談
- ② 申請書他必要な書類を提出（③④含む）
- ③ 指定医師の意見書（補装具の種類によって、必要な場合があります。）
- ④ 業者から補装具の見積書
- ⑤ 市から埼玉県総合リハビリテーションセンターへ判定依頼
- ⑥ 埼玉県総合リハビリテーションセンターから市へ判定結果
- ⑦ 市から業者に支給券を送付（同時に市から本人に決定通知書を送付）
- ⑧ 業者が本人に納品
- ⑨ 補装具を受け取った後、支給券に署名し業者に自己負担額を支払う
- ⑩ 業者から市に公費負担額を請求
- ⑪ 市から業者に支払い

○ 補装具の種類

区 分	種 目	名 称 又 は 区 分
視 覚	視覚障害者用安全つえ	普通用、携帯用、身体支持併用
	義 眼	レディメイド、オーダーメイド
	眼 鏡	矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用
聴 覚	補 聴 器	高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳掛け型、重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳掛け型、耳あな型、骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型
	人 工 内 耳	人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。
	補聴システム	ロジャー、FM 型補聴システム
肢 体 不 自 由	義 肢	肩義手、上腕義手、肘義手、前腕義手、手義手、手部義手、手指義手、股義足、大腿義足、膝義足、下腿義足、果義足、足根中足義足、足指義足
	装 具	下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具
	姿勢保持装置	
	※車 椅 子	普通型、リクライニング式普通型、手動リフト式普通型、前方大車輪型、リクライニング式前方大車輪型、片手駆動型、リクライニング式片手駆動型、レバー駆動型、リクライニング式手押し型、手押し型、ティルト式普通型、リクライニング・ティルト式普通型、ティルト式手押し型、リクライニング・ティルト式手押し型
	※電動車椅子	普通型（4.5 km/h・6km/h）、簡易型、リクライニング式普通型、電動リクライニング式普通型、電動リフト式普通型、電動ティルト式普通型、電動リクライニング・ティルト式普通型
	※歩 行 器	六輪型、四輪型（腰掛つき・なし）、三輪型、二輪型、固定型、交互型
	※歩 行 補 助 づ け	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、プラットホーム杖
肢 体 不 自 由 （ 児 童 の み ）	座位保持椅子	
	起立保持具	
	頭 部 保 持 具	
	排 便 補 助 具	
重度の肢体不自由及び音声・言語	重度障がい者用意思伝達装置	

※介護保険の保険給付の対象となる品目〔車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（Ｔ字状・棒状を除く）〕については、原則として介護保険が優先されますので、介護保険課に相談ください。

難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象にならない18歳未満の軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。

難聴者補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象にならない18歳以上の中等度の難聴者の補聴器購入費の一部を助成します。（〔問合せ〕18～64歳の方：障がい福祉課、65歳以上の方：介護保険課）

※事前申請が必要ですので、購入前にご相談ください。

8 住 宅

市営住宅の入居

【内 容】

住宅の入居を希望する方は、入居申込書を市へ提出し、空室がでたら優先順位により入居できます。ただし、所得が一定基準以上の場合は登録できません。なお、同居の親族があることが入居資格となっていますが、以下の対象者は単身でも入居できます。

【対象者（単身の方）】

身体障がい者：1級～4級の手帳所持者

知的障がい者：㊤、A、Bの手帳所持者

精神障がい者：1級または2級の手帳所持者

【窓 口】建築住宅課 内線 3262

県営住宅家賃の減免

【内 容】

県営住宅にお住まいで、一定基準以下の低所得世帯の方の家賃を減免します。

【障がい者加算の対象者】

身体障がい者：1級～4級の手帳所持者

知的障がい者：㊤、A、Bの手帳所持者

精神障がい者：1級または2級の手帳所持者

戦 傷 病 者：第6項症以上の手帳所持者

【問合せ】埼玉県住宅供給公社県営住宅課 ☎ 048-829-2875 FAX 048-825-1822

県営住宅の抽選における特例措置

【内 容】

住宅の入居を希望する方は、1月、4月、7月、10月の定期募集で申込みをし、申込締め切り後に抽選が行われ当選が決定します。なお、下記に該当する方及びその同居の親族などの場合は、一般の方に比べ当選する確率が高くなる制度です。

【障がい者加算の対象者】

身体障がい者：1級～4級の手帳所持者

知的障がい者：㊤、A、Bの手帳所持者

精神障がい者：1級または2級の手帳所持者

【問合せ】埼玉県住宅供給公社県営住宅課 ☎ 048-829-2875 FAX 048-825-1822

9 社会活動の援助

福祉タクシー利用券の支給

※自動車燃料券との選択制になります

【内 容】重度心身障がい者の外出や生活範囲の拡大を図るために、タクシー料金の一部を助成します。1回の乗車につき複数枚の利用が可能です。デマンド交通にも利用できます。

【対 象 者】市内に住所を有しており、1・2級の身体障害者手帳、㊤、Aの療育手帳、1・2級の精神障害者保健福祉手帳を所持する方

【助成内容】200円券32枚 100円券36枚（年間最大10,000円）

※P47の割引制度との併用可能。

【必要書類】手帳を持参ください。毎年4月に新しい年度になります。

自動車燃料券の支給

※福祉タクシー利用券との選択制になります

【内 容】重度の心身障がい者の方が日常生活に利用する自動車の燃料費について、その一部を助成します。1回で複数枚の利用が可能です。

【対 象 者】市内に住所を有しており、1・2級の身体障害者手帳、㊤、Aの療育手帳、1・2級の精神障害者保健福祉手帳を所持する方

【助成内容】700円券12枚（年間最大8,400円）

【必要書類】手帳を持参ください。毎年4月に新しい年度になります。

【窓口】鴻巣市社会福祉協議会 ☎ 048-597-2100 FAX 048-597-2102
吹上福祉活動センター ☎ 048-548-6664 FAX 048-548-6673
障がい福祉課 内線 2617・2678
吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

身体障害者補助犬の給付

【内 容】視覚障がい者1級の方で、身体障害者補助犬を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てることのできる方に身体障害者補助犬を給付します。

【申請窓口】障がい福祉課 内線 2678・2617

【相談窓口】埼玉県障害者福祉推進課 ☎ 048-830-3309

身体障がい者のための無料運転教習

【内 容】 18 歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方は、「身体障害者運転能力開発訓練センター」で所定の教習料金が無料で運転教習を受けられます。

【対象者】 就職するために必要な方や公共職業安定所に求職登録されている方 他

【期 間】 3 か月間

【宿 舎】 身体障がい者専用宿舎あり

【問合せ】 身体障害者運転能力開発訓練センター（通称 あずまえん＝東園）

〒 352-0023 埼玉県新座市堀ノ内 2-1-46

☎ 048-481-2711 FAX 048-481-6578

身体障害者自動車運転免許取得費の助成

【内 容】 身体障がい者の自立更生の促進を図るため、普通自動車免許の取得経費の一部を助成します。事前の申請が必要ですので、まずはご相談ください。

【対 象 者】 身体障害者手帳を所持し、運転免許試験場で運転適正相談を受けて運転に適すると判定された方。ただし、本人又は家族の所得が一定額を超える場合は、助成の対象となりません。

【助成内容】 限度額 15 万円

【必要書類】 身体障害者手帳・運転適正相談票の写し・免許取得費用見積書等

【窓口】 障がい福祉課 内線 2678・2617

吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

身体障害者自動車改造費の助成

【内 容】 身体障がい者本人が、通勤等のために障がいに応じた自動車の改造が必要な方に助成を行います。事前の申請が必要ですので、ご相談ください。

【対 象 者】 身体障害者手帳を所持し、自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどに改造を必要とする方。ただし、本人又は家族の所得が一定額を超える場合は、助成の対象となりません。

【助成内容】 限度額 10 万円

【必要書類】 身体障害者手帳・自動車改造経費の見積書・運転免許証等

【窓口】 障がい福祉課 内線 2678・2617

吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

障害者用送迎自動車（車椅子仕様・スロープ付）の貸出し

【内 容】障がいのある方や介護する方の交通手段を円滑にするため、障がい者用送迎自動車を貸し出します。

【対象者】市内に住所を有する在宅の障がい者等で、常時移動の手段として車椅子を利用している方、又は、外出の際に車椅子を利用している方。

【貸出期間】最長3日間

【利用料】 無料 ※ただし、1km 当たり 10 円の運行経費が必要。

【問合せ】鴻巣市社会福祉協議会 ☎ 048-597-2100 FAX 048-597-2102

視覚障害者ガイドヘルパーの派遣

【内 容】付添いが得られないため、社会生活上必要な外出が困難な視覚障がい者1～3級の方に対し、ガイドヘルパーを派遣して外出時の手助けを行います。

【問合せ】鴻巣市社会福祉協議会 ☎ 048-597-2100 FAX 048-597-2102

声の広報貸出し

【内 容】目の不自由な方のために、広報かがやき・議会だより・社協だよりなどをボランティアがCDに収録し、貸出しを行っています。

【問合せ】鴻巣市社会福祉協議会内ボランティアセンター
☎ 048-597-2100 FAX 048-597-2102

防災行政無線放送に伴う情報配信サービス等

【内 容】 防災行政無線は、災害時や平常時に緊急的に必要となる情報を広く市民に周知するための手段です。防災行政無線で放送した内容はメールや電話、防災ラジオで聞くことができます。

【メール】QRコードからアクセスし、配信するメールアドレスの登録をしてください。

【電話応答】048-542-2009（電話料金のご自身の負担となります）

【防災ラジオ】1台3,000円で貸与（市役所、吹上・川里生涯学習センター、市民センターで申請可能）

【窓口】危機管理課 内線 2212・2213



駐車禁止適用除外

【内 容】道路標識により駐車禁止の交通規制が実施されている場所に、標章交付を受けることにより駐車することができます。

【対象者】

- ・身体障害者手帳をお持ちで、標章交付基準表の次の表に掲げる障がいの区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障がいの等級に該当する障がい者を有し、歩行が困難と認められる方。
- ・療育手帳を所有し、㊦又はAの障がい者を有する方。
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障がい者を有する方。

○ 標章交付基準表

区 分		障がいの級別
視覚障がい		1級～3級までの各級及び4級の1
聴覚障がい		2級及び3級
平衡機能障がい		3級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級～4級までの各級
体幹不自由		1級～3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
	移動機能	1級～4級までの各級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障がい		1級及び3級
肝臓機能障がい		1級～3級までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級及び3級までの各級

【問合せ】 鴻巣警察署 ☎ 048-543-0110 FAX 048-543-4888

埼玉県思いやり駐車場

【内 容】障がいのある方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用車用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。区画に駐車するときは、ルームミラーに利用証を掛けるなど、外から利用証の表面が見えるように掲示してください。

【対象者】

区分			範囲	利用証の色
身体障がい者	視覚障害		1～4級	緑
	聴覚障害		2～3級	緑
	平衡機能障害		3級、5級	緑
	肢体不自由	上肢	1～2級	緑
		下肢	1～6級	緑（1～2級の車椅子使用者は青）
		体幹	1～3級、5級	緑（1～3級の車椅子使用者は青）
	脳原性運動機能障害	上肢機能	1～2級	緑
		移動機能	1～6級	緑（1～2級の車椅子使用者は青）
内部障害 （免疫機能障害を含む）		1～4級	緑	
知的障がい者			㊤、A	緑
精神障がい者			1級	緑
難病患者			特定疾患医療受給者 指定難病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	緑
けが人等			医師の診断等、特別な配慮が必要であると認められる者 （原則1年以内）	オレンジ （常時車椅子を使用する者は青）

【窓口】障がい福祉課 内線 2678・2617

吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

聴覚障害者用福祉カード

【内 容】身体障害者手帳をお持ちで、聴覚・音声・言語機能障がいに該当する方の福祉の増進と社会生活の向上を図るために聴覚障害者用福祉カードを交付します。

【窓口】障がい福祉課 FAX 048-541-1328

青い鳥郵便はがきの配付

- 【内 容】身体障害者手帳 1、2 級及び療育手帳㊤、A の方に青い鳥郵便はがきを 1 人 20 枚、無料で配布します。（受付時期は毎年 4 月～5 月末日）
- 【申 請】お近くの郵便局へ手帳を提示し、所定の用紙により申し込みください。

郵便等による不在者投票

- 【内 容】身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で、下表のいずれかの障がい等に該当する方は、郵便等による不在者投票に必要な郵便等投票証明書の交付が受けられます。

手帳など	障がいの種類など	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1 級、2 級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1 級、3 級
	免疫・肝臓の障がい	1 級～3 級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第 2 項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第 3 項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護 5	

【窓口】鴻巣市選挙管理委員会 内線 4714

ヘルプマーク

- 【内 容】支援を必要とする障がいや難病のある方が普段から携帯し、災害時や、日常生活の中で困ったときに必要な支援や配慮を周囲に伝えるためのヘルプマークを配布しています。

【窓口】障がい福祉課 内線 2615・2617・2619・2678・2692
吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

電話リレーサービス

【対 象】聴覚障がい者、難聴者、発話困難者

【内 容】聴覚障がい者、難聴者、発話困難者と、きこえる人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。24 時間・365 日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能となります。

【問合せ】一般財団法人 日本財団電話リレーサービスカスタマーセンター
☎ 03-6275-0912 FAX 03-6275-0913

聴覚障がい者等の緊急通報システム「Net 119」

【対 象】聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者

【内 容】聴覚に障がいのある方等が携帯電話やスマートフォンを使って 119 番通報ができるシステムです。このシステムを利用するにあたっては、事前登録が必要です。

【登録に必要なもの】

- ・身体障害者手帳
- ・お持ちの携帯電話又はスマートフォン
- ・携帯電話メールアドレス（受信拒否解除などのため、ネットワーク暗証番号等が必要な場合があります）

◆登録する際は事前に来訪日時を FAX・メール等で連絡した上で窓口までお越しください。

【窓口】障がい福祉課 FAX 048-541-1328
吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

避難行動要支援者名簿

【対 象】介護保険の要介護認定者：要介護 3 以上の方

身体障がい者：身体障害者手帳 2 級以上の方

知的障がい者：療育手帳 ㊤ 及び A の方

精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

難病患者

75 歳以上の一人暮らし又は 75 歳以上のみの世帯の方

【内 容】災害発生時に自力で避難することが難しい方を地域で助け合うしくみです。避難支援等関係者に提供し、災害時の避難支援に役立てます。

【窓口】福祉課 内線 2609・2613

在宅高齢者等配食サービス

【対 象】在宅で疾病や心身の機能低下等により、安否確認及び栄養改善が必要で次のいずれかの要件を満たす方

- ・ 65 歳以上の高齢者のみの世帯で、自らの食事の調達又は調理が困難な方
- ・ 障害者手帳を所持し、自らの食事の調達又は調理が困難な方

【内 容】毎週月～日曜日のうち利用が必要と認められた曜日に昼食又は夕食を市が委託契約した事業者が届けます。なお、1 食 500 円の自己負担があります。

【窓口】介護保険課 内線 2672・2686



10 税の減免・所得控除制度

所得税及び市・県民税の控除

納税者又はその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障がいがある場合は、確定申告等、または年末調整をすることによって次の額（障がい者一人につき）の控除を受けられます。

※年末調整につきましては、勤務先の給与担当に問合せください。

名称	障がいの程度	所得税	市・県民税
一般障害者控除	次の手帳を所持する方 ①身体障害者手帳：3～6級 ②療育手帳：程度がBまたはC ③精神障害者保健福祉手帳：2、3級	所得金額から27万円控除	所得金額から26万円控除
特別障害者控除	次の手帳を所持する方 ①身体障害者手帳：1または2級 ②療育手帳：程度がA、A ③精神障害者保健福祉手帳：1級	所得金額から40万円控除	所得金額から30万円控除
【窓口】 (問合せ)	所得税：上尾税務署 ☎ 048-770-1800（自動音声案内） 市・県民税：税務課特別徴収・普通徴収担当 内線 2254・2255・2256・2257 吹上支所市民グループ、川里支所地域グループ		

少額貯蓄の利子等の非課税

【内 容】金融機関等へ非課税貯蓄申告書等を提出することにより、元本又は額面350万円を限度として預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割が非課税になります。

【対象者】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を所持する方、障害基礎年金等を受給している方、特別障害者手当等を受給している方等

【問合せ】金融機関等

固定資産税の減額措置

【内 容】新築された日から10年以上を経過した住宅のうち令和8年3月31日までに、一定のバリアフリー改修をした住宅について、翌年度分の固定資産税（100㎡分まで）を3分の1減額する制度です。

【対 象】 65 歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障がいをお持ちの方のいずれかが居住している住宅（貸家は除く）で、補助金等を除く自己負担額が 50 万円を超える工事（廊下の拡幅、床の段差の解消、トイレや浴室の改良等）が対象。（改修工事後 3 か月以内の申告が必要）

【窓 口】 税務課家屋担当 内線 2263・2264・2265

相続税の障害者控除

相続人が障がい者であるときは、85 歳に達するまでの年数 1 年につき 10 万円（特別障害者のときは 20 万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。

	一 般 障 害 者 控 除	特 別 障 害 者 控 除
障 が い の 程 度	① 3 級から 6 級までの身体障害者手帳を所持する方 ② 療育手帳の程度が B、C を所持する方 ③ 2 級、3 級の精神障害者保健福祉手帳を所持する方	① 1 級、2 級の身体障害者手帳を所持する方 ② 療育手帳の程度が A、A を所持する方 ③ 1 級の精神障害者保健福祉手帳を所持する方

※ この表の対象者以外でも控除の対象になることがありますので、税務署に問合せください。

心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税

心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金（脱退一時金を除きます。）については、所得税はかかりません。

また、この受給権を相続や譲渡により取得した場合にも、相続税や贈与税はかかりません。

特定障害者に対する贈与税の非課税

特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、特別障害者は 6,000 万円、特別障害者以外の特定障害者は 3,000 万円まで贈与税はかかりません。

この適用を受けるには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出する必要があります。

消費税の非課税

義肢、視覚障害者用安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いす、改造自動車などの身体障がい者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負及びこれら一定の身体障がい者用物品の修理が非課税となります。（厚生労働大臣が指定したものに限られる）

【相続税・心身障害者扶養共済制度に基づく給付金・贈与税・消費税に関する問合せ】
上尾税務署 ☎ 048-770-1800（自動音声案内）

自動車税（種別割・環境性能割）の減免

【対 象 者】県内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が一定以上の方(表 1 参照)

【使用目的】障がい者の通院、通学、通所、生業のために使用する個人名義の自家用自動車であること

【障がい者と納税義務者等の関係】

運転者 納税義務者	障がい者本人	障がい者と 同一生計の方	常時介護者 ※注意
障がい者本人	○	○	△
同一生計の方	○	○	×
常時介護者	×	×	×

※注意：障がい者の世帯に運転免許証をお持ちの方がいない場合は、常時介護者が運転することにより減免できます。（常時介護者とは、障がい者のために常時運転する方）

（表 1） 減免の対象となる障がい

等 級		減免の対象となる障がいの級	
区 分			
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸		1級、3級
	体幹		1級から3級、5級
	聴覚		2級、3級
	視覚（4級のうち両眼の視力の和が0.08～0.12）		1級から3級、4級の1
	音声又は言語機能（こう頭が摘出された場合のみ）		3級
	平衡機能		3級
	上肢 ※主に手や腕		1級、2級
	下肢 ※主に足		1級から6級まで
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
		移動	1級から6級まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能又は肝臓		1級から3級まで	
療育手帳			㊤又はA
精神障害者保健福祉手帳			1級かつ自立支援医療（精神通院医療）を受けている方

※障がい複数ある場合は、障がいの区分ごとの級（上肢〇級、下肢〇級など）を確認します。例えば、手帳の等級が 3 級の場合でも、個別確認の結果「上肢 3 級」・「下肢 7 級」である場合には減免できません。

- 自動車税（種別割）の納期限は 5 月 31 日ですが、それ以降は月割りでの減免となります。
- 自動車税（環境性能割）は、登録の日から 30 日以内です。
- 戦傷病者手帳をお持ちの場合は、身体障がい者に準じて減免の範囲がありますので、自動車税事務所に問合せください。

※申請方法や必要な書類などは、自動車税事務所に直接問合せください。

※減免は障がい者一人につき1台に限ります。(軽自動車税(種別割)の減免と同時に受けられません)

【問合せ】埼玉県自動車税事務所及び支所・県税事務所

近隣の自動車税事務所・県税事務所

上尾県税事務所	〒 362-8527	上尾市大字南 239-1	☎ 048-772-7111
自動車税事務所(課税第二担当)	〒 330-0844	さいたま市大宮区下町 3-8-3	☎ 048-658-0227
自動車税事務所大宮支所	〒 331-8580	さいたま市西区中釘 2152	☎ 048-623-0600
自動車税事務所熊谷支所	〒 360-0844	熊谷市御陵威ヶ原 701-5	☎ 048-532-8011

軽自動車税(種別割)の減免

【対象者】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が一定以上の方 (P47の表1参照)

【使用目的】障がい者の通院、通学、通所、生業のために日常的に使用する軽自動車であること

【障がい者と納税義務者等の関係】

運転者 納税義務者	障がい者本人	障がい者と 同一生計の方	常時介護者 ※注意
障がい者本人	○	○	△
同一生計の方	○	○	×
常時介護者	×	×	×

※注意：常時介護者とは、少なくとも1年以上継続して週3日程度以上障がい者のために車を運転する方のことをいいます。障がい者の世帯に運転免許証をお持ちの方がいない場合は、常時介護者が運転することにより減免できます。

【申請時期】「軽自動車税(種別割)納税通知書」が届きましたら、納期限の7日前までに申請してください。(申請は、毎年必要です)

※申請時期を経過した場合は、減免申請を受け付けることができませんので、ご注意ください。

【窓口】 税務課諸税担当 内線 2252・2253

※申請方法や必要な書類などは、税務課諸税担当に問合せください。

減免は、障がい者一人につき1台に限ります。(自動車税(種別割)の減免と同時に受けられません)

11 公共料金等の割引制度

J R 運賃の割引

【問合せ】 J R 各駅

【対象者】 身体障害者手帳及び療育手帳を所持する方

※ 割引の申込み及び乗車の際に、手帳の提示が必要です。

【J R 運賃割引内容】

対 象 者 区 分	割引乗車券	割引率	備 考
・ 第 1 種障がい者とその介護者 1 人（同時利用）	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	5 割	他の鉄道会社線とまたがる場合を含む。ただし、回数乗車券は、JR 線区間単独発売。
・ 第 1 種障がい者とその介護者 1 人（同時利用） ・ 12 歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券 （小児定期乗車券を除く）	5 割	他の鉄道会社とまたがる場合を含む。 小児定期旅客運賃は割引適用外。
・ 第 2 種、第 1 種障がい者が単独で利用する場合	普通乗車券	5 割	片道営業キロが 100 キロを超える場合（他の鉄道会社線とまたがる場合を含む）。

※ J R 線と他の鉄道会社線をまたがる区間は、1 枚で発売できる範囲が決められています。

※ 障がい者と介護者が利用する場合は、同一区間の乗車券となります。

※ J R 以外の鉄道運賃の割引については、直接各鉄道会社に問合せください。

タクシー運賃の割引

【問合せ】 関東圏内の各タクシー事業者

【対象者及び内容】 ※手帳の提示のみで割引が受けられます。

対 象 者 区 分	割 引 率	備 考
・ 身体障がい者 ・ 知的障がい者	1 割	埼玉県内のタクシーを利用の場合

※ 福祉タクシー利用料助成との併用可能（埼玉県内のタクシー事業者に限る。）

バス運賃の割引

【問合せ】 各バス会社

【対象者及び内容】 ※ 手帳の提示のみで割引が受けられます。

対 象 者 区 分	割引乗車券	割引率	備 考
・ 身体障がい者 ・ 知的障がい者 ・ 精神障がい者	普通乗車券	5 割	・ 埼玉県内を発着するバスを利用する場合、運賃の割引があります。 ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障

・戦傷病者手帳を持っている方 ・施設入所者（児）	定期乗車券	3 割	害者保健福祉手帳を所持する障がい者及び介護者又は施設入所者（児）の付添いの方も割引になることもあります。
---	-------	-----	--

※施設入所者（児）として割引を受ける方は、施設長の発行するバス運賃割引証明書が必要です。

※各バス会社によって取扱いが多少異なりますので、詳細はバス会社まで問合せください。

国内航空運賃の割引

【問合せ】各航空会社

【対象者及び内容】 ※割引の申込み及び搭乗の際に手帳の提示が必要です。

対 象 者 区 分	年 齢	割 引 率
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者本人（単独利用可）とその介護者（１名のみ）	満 12 歳以上	航空会社により異なる

※精神障害者保健福祉手帳は顔写真付きのものが必要。

搭乗日当日に手帳の有効期間が満了している場合には搭乗不可。

※各航空会社によって取扱いが多少異なりますので、割引内容など詳細は各航空会社に直接問合せください。

有料道路通行料金の割引

【問合せ】首都高お客さまセンター ☎ 03-6667-5855

【窓口】障がい福祉課、吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

対 象 者 区 分	運 転 者	割 引 率
身体障害者手帳 1 種	本人または介護者	5 割以内
〃 2 種	本人	
療育手帳 ① A	介護者	

【必要書類】

E T C を利用しない場合	①手帳 ②登録を希望する自動車の車検証 ③自動車検査証記録事項※ （令和5年1月4日以降に車検を通した場合） ④運転免許証（障がい者本人が運転する場合）
E T C を利用する場合 （オンライン申請可）	①手帳 ②登録を希望する自動車の車検証 ③自動車検査証記録事項※ （令和5年1月4日以降に車検を通した場合必須） ④運転免許証（障がい者本人が運転する場合） ⑤E T C カード（障がい者本人の物） ⑥登録を希望する自動車に取り付けられた車載器の 「E T C 車載器セットアップ申込書・証明書」

※令和5年1月4日以降に車検を通した車を登録する場合は、電子車検証及び自動車検査証記録事項の両方を必ずご提示ください。電子車検証だけでは、自動車の所有者等の確認ができないため、自動車検査証記録事項がない場合、受付ができません。

事前に障がい福祉課、吹上支所又は川里支所で手帳に登録シールの貼付けを受け、料金所で手帳を提示ください。（E T C 利用の際も登録が必要）

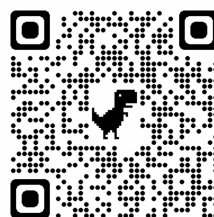
また、有効期限がありますので、更新手続きが必要です。

※障がい者割引と休日特別割引は重複して適用されません。（割引額が大きなものが適用されます。）

E T C を利用する場合はオンラインでの申請も可能です。必要な書類やご利用までの流れ等の詳細は、下記 U R L 及び Q R コードよりご確認ください。

オンライン申請受付サイト

<https://www.expressway-discount.jp>



NHK放送受信料の減免

【問合せ】NHKさいたま放送局 ☎ 048-833-2045

〒330-9310 さいたま市浦和区常盤 6-1-21

【対象者及び内容】

○免除となる契約/カラー契約、普通契約、衛星カラー契約、衛星普通契約、特別契約

全額	① 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者のいずれかに該当する手帳を所持している方が世帯構成員であり、 世帯全員が住民税非課税 の場合 ② 生活保護を受けている場合・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する援護を受けている場合・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合 ③ 社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所している場合
半額	① 視覚・聴覚障がい者が 世帯主かつ契約主 の場合 ② 重度の障がい者（身体障がい者（1級または2級）・知的障がい者（ ㊤ またはA）・精神障がい者（1級））が 世帯主かつ契約主 の場合 ③ 戦傷病者手帳所持者で障がい程度が特別項症から第1款症の方が 世帯主かつ契約主 の場合

【手続き】①手帳、印鑑を持参のうえ障がい福祉課又は各支所で証明を受ける

②証明を受けた申請書を上記【問合せ】窓口へ送付する

携帯電話基本料金等の割引

【問合せ】 各携帯電話会社

【対象者及び内容】

対 象 者 区 分	減 免 率
・ 身体障害者手帳をお持ちの方 ・ 療育手帳をお持ちの方 ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	各携帯電話会社による

※ 割引内容については、直接携帯電話会社に問合せください。

市内自転車駐車場定期利用の免除措置

【内 容】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方の市内自転車駐車場の定期利用料金を免除します。

【対象自転車駐車場】吹上駅南口・北口自転車駐車場

鴻巣駅東口・西口自転車駐車場

北鴻巣駅東口・西口自転車駐車場

【問合せ】吹上駅北口自転車駐車場 ☎048-549-0430※南口も対応

鴻巣駅西口自転車駐車場 ☎048-540-6630

鴻巣駅東口自転車駐車場 ☎048-542-7999

北鴻巣駅東口第二自転車駐車場 ☎048-596-9774

※東口第一・西口も対応

公益財団法人自転車駐車場整備センター ☎03-6262-5322

障害者手帳アプリ「ミライロID」

【内 容】障がい者の方の経済的負担を軽減し、社会参加を支援するため、鴻巣市の施設等を利用する場合に、一部の利用料金を減免又は免除しています。利用料金の減免を受ける際、『障害者手帳の提示』の代わりに、『障害者手帳アプリ「ミライロID」の提示』でも減免が受けられます。利用料金等の減免を受ける手続きは、『障害者手帳』又は『障害者手帳アプリ ミライロID』の提示が必要で、手続き方法については、利用する施設等にご確認ください。

【その他】①通信環境等により、「ミライロID」での障害者手帳の情報が確認できない場合は、「障害者手帳」を提示ください。
②鴻巣市の施設等で利用料金の減免を受ける場合のみ『障害者手帳アプリ ミライロID』が使用できるもので本人確認書類にはなりません。

【問合せ】ミライロIDに関すること 障がい福祉課 内線 2678・2617

【利用料金の減免が受けられる施設等一覧】 (令和6年7月12日現在)

問合せ窓口	施 設 名 等
自治振興課	フラワー号・こうのす乗合タクシー・デマンド交通ひなちゃんタクシー
各自転車駐車場	鴻巣市自転車駐車場 ※定期利用のみ減免 (鴻巣駅東口・西口、北鴻巣駅東口第1・東口第2・西口、吹上駅南口・北口)
総合体育館	総合体育館・糠田運動場(多目的グラウンド、サッカー場)・赤見台近隣公園多目的グラウンド・テニスコート(東町公園、常光、ひばり野中央公園、天神)
こうのすシネマ	こうのすシネマ
陸上競技場	陸上競技場
コスモスアリーナふきあげ	コスモスアリーナふきあげ・吹上富士見テニスコート・吹上総合運動場(グラウンド、軟式野球場、ソフトボール場)・吹上荒川総合運動公園(多目的グラウンド、ソフトボール場、サッカー場)
フラワースタジアム事務所	上谷総合公園(野球場、多目的グラウンド、サッカー場、テニスコート)
川里農業研修センター	川里農業研修センター・川里中央公園(多目的グラウンド、野球場、テニスコート)・あかぎ公園(多目的グラウンド、テニスコート)
吹上パークゴルフ場	吹上パークゴルフ場
かわさとグラウンドゴルフ場	かわさとグラウンドゴルフ場
各公民館・各生涯学習センター	中央・箕田・あたご・常光・笠原(笠原稲穂センター含む)公民館 田間宮・吹上・川里・北新宿生涯学習センター
各児童センター	箕田・あたご児童センター
各コミュニティセンター	市民センター・本町コミュニティセンター・コミュニティふれあいセンター
ふるさと総合緑道休憩施設愛里巢	ふるさと総合緑道休憩施設 ^{あいりす} 愛里巢
すみれ野集会所	すみれ野中央公園
コウノトリ野生復帰センター	コウノトリ野生復帰センター

ミライロIDホームページ



12 児童福祉法によるサービス

■障害児通所サービス

児童福祉法に基づき、障がいのある児童を対象として、発達や自立を支援するために日常生活や集団生活のために必要な訓練などのサービスを提供します。

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を身につけるための指導をしたり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援を利用することが困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力の向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。
	保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、支援員が施設を訪問し、集団生活へ適応するための専門的な支援を行います。
障害児入所支援	福祉型・医療型障害児入所支援	障がいのある児童を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援をします。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」があります。 ※相談窓口は児童相談所です。

■障害児通所サービスの利用のしかた

①市または相談支援事業者に相談、サービスが必要な場合は市に申請

申請するときには、申請書、世帯状況・収入等申告書のほかに、以下の書類が必要になります。

- ・障害児支援利用計画案（相談支援事業所が作成またはセルフプラン）
- ・障害者手帳、医師又は作成した意見書（保健師も可）、特別児童扶養手当証書、障害者総合支援法に基づく難病であることがわかる書類のうち一つ

②決定・通知

児童の状況や生活環境、児童や保護者の要望などをもとに必要とされる日数等が決定され、受給者証が交付されます。

③事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

④サービスの利用開始

受給者証を提示してサービスを利用し、原則として利用者負担（１割）を支払います。

■障害児通所サービスを利用したときの費用

サービスを利用した際、原則費用の１割を支払いますが、負担が重くなりすぎないように、所得に応じて支払う費用の上限が決められています。

☆利用者負担の上限額

所得に応じた４つの区分があり、それぞれの負担の上限額が決められています。

区 分	対象となる人	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	０円
低 所 得	住民税非課税世帯の人	０円
一 般 １	住民税課税世帯（所得割 28 万円未満）	4,600 円
一 般 ２	住民税課税世帯の人（上記以外）	37,200 円

※就学前の児童発達支援等を利用する３歳から５歳の児童については、満３歳になった後の最初の４月１日から小学校入学までの最長３年間、利用者負担が無償となります。

（利用者負担以外の費用（医療費や食費等の実費負担分）については対象外です。）

【窓口】障がい福祉課 内線 2615・2619・2692

吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループ

■児童発達支援センター つつみ学園

発達に遅れのある就学前の児童が通園し、年齢やその子の能力に応じて、将来でできる限り、健全な社会生活を営むことができるよう基本的生活能力や環境に対する適応性を養い、知識・技能の習得指導を行っています。

【問合せ】つつみ学園 〒365-0054 鴻巣市大間 829-3 ☎ 048-541-0169

■鴻巣市こどもデイサービスセンター

子どもの発達の上で早期に支援が必要と思われる児童を対象に、親子教室・言語指導・運動機能訓練・音楽療法・ポーターゲ等療育を週5日のスケジュールで実施しています。また、特別支援学校等に通学する児童を対象に放課後や夏休み等に生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進を供与する施設です。

【問合せ】鴻巣市こどもデイサービスセンター 〒365-0054 鴻巣市大間 854-1
☎ 048-542-5050

13 障がい児の教育・保育

障がいのある児童生徒が、障がいの状態・発達段階等に応じた最も適した学級又は学校で教育が受けられるよう、市立小・中学校の特別支援学級及び県立特別支援学校が設置されています。

■特別支援学級における教育

小・中学校の特別支援学級では、児童生徒の心身の障がいの状態などに即した指導をするために少人数で学級を編成しています。

通学できる市内の学級については、問合せください。

【問合せ】鴻巣市立教育支援センター 〒365-0004 鴻巣市関新田 1281-1
☎ 048-569-3181 FAX 048-569-1773

■特別支援学校

特別支援学校のほとんどに、小学部・中学部と併せて幼稚部や高等部が設置されています。各学校では、一人ひとりの障がいの状態に応じた教育を行っています。

● 視覚障がい

視覚障がいの特別支援学校は、視覚障がい児、強度の弱視及び視野狭窄などの視機能に障がいのある児童生徒が在学し、幼稚部・小学部・中学部及び高等部が設置されています。

また、視覚障がいに基づく様々な困難を克服して、社会によりよく参加できるようにする障がい者に応じた指導も行われています。

【問合せ】 埼玉県立特別支援学校塙保己一学園 〒350-1175 川越市笠幡 85-1
☎ 049-231-2121 FAX 049-239-1015

● 聴覚障がい

聴覚障がいの特別支援学校では、聴覚障がい児や高度の難聴児が在学し、幼稚部・小学部・中学部及び高等部が設置されています。また、聴覚障がいに基づく様々な困難を克服して、社会によりよく参加できるように障がい者に応じた指導も行われています。

【問合せ】 埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園 〒331-0813 さいたま市北区植竹町 2-68
☎ 048-663-7525 FAX 048-660-1906

● 肢体不自由

手や足など、体の不自由な児童生徒が在学し、小学部・中学部及び高等部が設置されています。

また、運動機能の障がいの状態等を改善・克服するための障がい者に応じた指導も行われています。

【問合せ】 埼玉県立熊谷特別支援学校 〒360-0837 熊谷市川原明戸605
☎ 048-532-3689 FAX 048-530-1089

● 知的障がい

知的障がいの児童生徒が在学し、小・中学部・高等部が設置されています。

また、一人ひとりの障がいの状態や発達の様子などを十分に把握して、それぞれに応じた適切な教育を行い、その可能性を最大限に伸ばして身辺自立の技能と習慣を養うことに重点を置いています。

【問合せ】 埼玉県立騎西特別支援学校 〒347-0115 加須市上種足 888
☎ 0480-73-3510 FAX 0480-70-1005
埼玉県立行田特別支援学校 〒361-0023 行田市長野 4235
☎ 048-554-3302 FAX 048-550-1055

● 病 弱

慢性疾患のため入院又は通院を必要とする児童生徒が、隣接する病院で医療を受けながら、安心して学習できる学校です。

小学校、中学校等の教育目標の達成に努めるとともに、病弱・身体虚弱等に基づく様々な困難を克服できるようになることを目指しています。また、施設・設備も、病気の児童生徒が使いやすいように工夫、整備されています。

【問合せ】 埼玉県立けやき特別支援学校 〒330-0081 さいたま市中央区新都心 1-2

☎ 048-601-5531 FAX 048-601-1588

埼玉県立蓮田特別支援学校 〒349-0101 蓮田市黒浜 4088-4

☎ 048-769-3191 FAX 048-765-1501

■ 訪問教育

訪問教育とは、病気等の状態により学校へ通学できない児童生徒が特別支援学校に学籍を置き、特別支援学校の先生が家庭や児童福祉施設等に出向いて指導するしくみです。

■ 通級による指導

「ことば」や「きこえ」に心配のある子どものために設置された「ことばの教室」や小学生対象の通級指導教室「ウイング」、中学生対象の通級指導教室「ステップ」があります。詳しくは問合せください。

【問合せ】 鴻巣市立教育支援センター 〒365-0004 鴻巣市関新田 1281-1

☎ 048-569-3181 FAX 048-569-1773

■ 特別支援教育就学奨励費の支給

特別支援学級等に在学する児童・生徒の保護者に対し、その負担能力の程度に応じ就学に要する学用品・通学用品購入費、学校給食費などの経費のうち一部を支給します。

【問合せ】 学務課 内線 3320・3322

■ 障がい児の保育

通所および集団保育が可能な障がいのあるお子さん（その他の条件については問合せください。）。

【問合せ】 保育課保育担当 内線 2641・2642

14 職業相談・訓練

■職業相談

障がい者の就職については、公共職業安定所が専門機関として、障がいの状況、適性、希望などを判断し、就職の斡旋から就職後のアフターケアまで一貫して行います。

また、障害者職業センターでは、職業に関する適性、能力の判定、仕事の悩み、職場の人間関係などの相談等に応じます。

【問合せ】 ハローワーク大宮 〒330-0852 さいたま市大宮区大成町 1-525
☎ 048-667-8609 FAX 048-651-0331

ハローワーク行田 〒361-0023 行田市長野 943
☎ 048-556-3151 FAX 048-556-1309

埼玉障害者職業センター 〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 136-1
☎ 048-854-3222 FAX 048-854-3260

■ 職業訓練

● 国立職業リハビリテーションセンター

〒359-0042 所沢市並木 4-2 ☎ 04-2995-1711 FAX 04-2995-1052

障がい者の職業能力の評価から職業訓練、職業指導に至る総合的な職業リハビリテーションを行います。同じ敷地内にある「国立障害者リハビリテーションセンター」と一体的な運営を行うことにより、障がい者の方に対して、医療から職業までの総合的なリハビリテーションサービスを提供しています。

【対 象】

- ① 障がい者の雇用の促進等に関する法律に定める障がい者の方
- ② 原則として日常生活動作が自立している方
- ③ 原則として安定所に求職登録をしている方
- ④ 中学校卒業程度以上の学力（訓練科目によっては、高等学校卒業以上）を有する方
- ⑤ 学習意欲及び就職の意志能力を有し、職業的自立が可能であると認められる方

【特 長】 個別カリキュラムによる訓練、企業ニーズに合わせた訓練、ＩＴ基礎技能の付与、就職に向けた指導等

【期 間】 原則 1 年（ただし、メカトロニクス系と第二種情報処理系は 2 年）

【費用】 受講料は無料（ただし、科によって作業衣・安全靴等は自己負担）

● 障害者職業能力開発校

障がいのある方が、その能力に応じた技能と基礎知識を学び、社会で活躍しようとするための施設です。寮の設備があり、訓練終了時にはハローワークと連携して就職を斡旋します。

- 【対 象】 身体障がい者・知的障がい者
- 【科 目】 ビジネス系、情報系、実務作業系、機械・図面系、グラフィックメディア系、医療・福祉事務系他
- 【期 間】 6か月から2年
- 【費 用】 無料ですが、作業服・参考書等多少自己負担があります。
訓練手当が支給される場合があります。
- 【応 募】 毎年9月～12月公共職業安定所
- 【入校施設】 東京障害者職業能力開発校
〒187-0035 東京都小平市小川西町 2-34-1
☎ 042-341-1411 FAX 042-341-1451
- 【問 合 せ】 ハローワーク大宮

● トライアル雇用

ハローワークが紹介する障がい者の方を事業主が短期間（原則3か月）試行的に雇用し、その間に事業主と対象障がい者相互の理解を深め、業務遂行にあたっての適性と能力を見極めていただき、その後の常用雇用の移行や雇用のきっかけ作りを図るものです。

- 【問 合 せ】 各ハローワーク

● 精神障害者社会適応訓練事業

精神障がい者を一定期間協力事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に適應する能力等を育み、訓練をしながら日常生活を安定させる能力を身につけ、再発防止と社会的自立・社会復帰を促進します。

- 【問 合 せ】 鴻巣保健所 ☎ 048-541-0249 FAX 048-541-5020

● 職業講習

職業的自立を目指している障がい者に、職業に就くための必要な知識や技能を習得する講習を開催しています。

- 【講習内容】 ○A入門講習（○A機器の基礎的な操作技能を習得する講習）
視覚障がい者には、ディスプレイ拡大装置が用意してあります。
- 【実施期間】 1日4時間
- 【費 用】 無料。ただし、交通費等の手当の支給はありません。
- 【問 合 せ】 埼玉障害者職業センター ☎ 048-854-3222 FAX 048-854-3260
〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 136-1

15 スポーツ・交流

■彩の国ふれあいピック（５月・９月）

埼玉県の主催により、スポーツを通じて障がい者の体力の維持・増強を図るとともに、社会参加を促進し、障がい及び障がい者に対する理解並びに障がい者スポーツの普及を図ることを目的にスポーツ大会が開催されます。

【問合せ】 障がい福祉課 内線 2617・2678 吹上・川里支所福祉グループ

■鴻巣市障がい者スポーツ・レクリエーション大会（１０月又は１１月）

市内の障がい者の方々のスポーツ・レクリエーション活動の普及を図るとともに、参加者の交流を深めることを目的に開催します。

【問合せ】 障がい福祉課 内線 2617・2678 吹上・川里支所福祉グループ

■社協ふれあい広場（９月又は１０月）

障がいのある人もない人も、お年寄りも子どもも、広く市民と一緒にゲームやイベントなどに参加し、共にふれあい、語り合う中でお互いを理解しあうきっかけの場とふれあい広場を位置づけ、その中で市民の地域福祉に対する問題意識が育ち、障がい者理解の輪が広がることの第一歩になることを目的に開催しています。

【問合せ】 鴻巣市社会福祉協議会 ☎ 048-597-2100 FAX 048-597-2102

■おもちゃ図書館

発達に心配のあるお子さんや障がいのある方がおもちゃを通して、心身の発達・社会性の向上を図るとともに保護者の交流の場を提供しています。

また、おもちゃ図書館のイベントを実施しています。

【問合せ】 鴻巣市社会福祉協議会 ☎ 048-597-2100 FAX 048-597-2102

■障害福祉サービス事業所 地域交流活動

事業所での活動の理解を広め、地域との関係や交流を深めるため、あしたばポプラ作業所では「あしたばポプラ祭」、あしたば第二作業所では「春風祭」、吹上太陽の家では「ザ・たいよう市」を開催しています。

【問合せ】 あしたばポプラ作業所 鴻巣市箕田 4211-1 ☎ 048-596-3425
あしたば第二作業所 “ 原馬室 3116-2 ☎ 048-543-3225
吹上太陽の家 “ 鎌塚 57-1 ☎ 048-549-2288

16 養成講習

鴻巣市事業	■手話奉仕員及び手話通訳者の養成 聴覚障がい者の社会参加を促進し、聴覚障がい者に対する理解の浸透を図るために毎年手話講習会を開催しています。奉仕員養成課程（入門・基礎課程）、通訳者養成課程（手話通訳Ⅰ・手話通訳Ⅱ・手話通訳Ⅲ）とクラスを分けて指導を行います 【問合せ】 障がい福祉課 内線 2617・2678 鴻巣市社会福祉協議会（手話通訳派遣事務所） ☎ 048-544-0200 FAX 048-544-0205
埼玉県等事業	■手話通訳者の養成 聴覚障がい者の社会生活におけるコミュニケーションを保障するために手話通訳者の養成を行います。 ■要約筆記者の養成 手話を習得していない聴覚障がい者のために、OHC等の機材を使って発言者の内容を要約して伝える要約筆記者の養成を行います。 ■盲ろう者向け通訳・介助員の養成 盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います。 ■朗読奉仕員の養成 視覚障がい者の知識の向上、情報の収集等を図るため、録音図書館を作成する朗読奉仕員の養成を行います。 ■点訳奉仕員の養成 点字により情報を入手している視覚障がい者のために点訳奉仕員の養成を行います。 各養成の講習については、実施時期や申込時期等が異なるため、詳細は下記連絡先までお問い合わせください。 【問合せ】 埼玉県聴覚障害者情報センター（手話・要約） ☎ 048-814-3353 FAX 048-814-3354 特定非営利活動法人 埼玉盲ろう者友の会 ☎ 048-833-4004 FAX 048-823-7080 社会福祉法人 埼玉県視覚障害者福祉センター（朗読・点訳） ☎ 048-652-4824 県立熊谷点字図書館（朗読・点訳）☎ 048-525-0777

17 ボランティア活動

- 鴻巣市ボランティアセンター（鴻巣市社会福祉協議会内）

ボランティア活動への関心が高まる中で、様々な活動をしているグループがあります。ボランティアに関する相談や情報提供などボランティアセンターに問合せください。

鴻巣市総合福祉センター

☎ 048-597-2100 FAX 048-597-2102

- 埼玉県ボランティア・市民活動センター（埼玉県社会福祉協議会内）

☎ 048-822-1435 FAX 048-822-3078

- 彩の国市民活動サポートセンター ボランティア相談
（埼玉県民活動総合センター内）

☎ 048-728-7116 FAX 048-729-5091



18 関係機関一覧

● 広域の調整機関

埼玉県東部中央福祉事務所 〒344-0038 春日部市大沼1-76 ☎ 048-737-2132

● 児童の入所措置など

埼玉県中央児童相談所 〒362-0013 上尾市上尾村1242-1 ☎ 048-775-4152

● 判定、更生相談

埼玉県総合リハビリテーションセンター 〒362-8567 上尾市西貝塚148-1 ☎ 048-781-2222

● 育成医療、保健相談

埼玉県鴻巣保健所 〒365-0039 鴻巣市東4-5-10 ☎ 048-541-0249

● 障がい者の職業相談

ハローワーク大宮 〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-525 ☎ 048-667-8609

ハローワーク行田 〒361-0023 行田市長野943 ☎ 048-556-3151

● 障害厚生年金など

大宮年金事務所 〒331-9577 さいたま市北区宮原町4-19-9 ☎ 048-652-3399

● 自動車税減免手続きなど

上尾県税事務所 〒362-8527 上尾市南239-1 ☎ 048-772-7111

自動車税事務所 〒330-0844 さいたま市大宮区下町3-8-3 ☎ 048-658-0227

自動車税事務所熊谷支所 〒360-0844 熊谷市御稜威ヶ原701-5 ☎ 048-532-8011

● 所得税障害者控除など

上尾税務署 〒362-8504 上尾市西門前577 ☎ 048-770-1800

● 障害者駐車禁止適用除外の証明

鴻巣警察署 〒365-0039 鴻巣市東4-1-3 ☎ 048-543-0110

● 放送受信料の減免関係

NHKさいたま放送局 〒330-9310 さいたま市浦和区常盤6-1-21 ☎ 048-833-2045

● 特別支援学校（知的障がい）

埼玉県立騎西特別支援学校 〒347-0115 加須市上種足888 ☎ 0480-73-3510

埼玉県立行田特別支援学校 〒361-0023 行田市長野4235 ☎ 048-554-3302

● 特別支援学校（肢体不自由）

埼玉県立熊谷特別支援学校 〒360-0837 熊谷市川原明戸605 ☎ 048-532-3689

● 特別支援学校（視覚障がい）

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園 〒350-1175 川越市笠幡85-1 ☎ 049-231-2121

● 特別支援学校（聴覚障がい）

埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園 〒331-0813 さいたま市北区植竹町2-68 ☎ 048-663-7525

19 障がい程度別サービス

【肢体不自由】

△は一部該当

事業／手帳の等級		1	2	3	4	5	6	ページ	備考
医療費制度	重度心身障害者医療費の助成	△	△	△	△			9	
	後期高齢者医療費制度	○	○	○				10	65歳以上
	自立支援医療（更生医療）	△	△	△	△	△	△	10	18歳以上
	自立支援医療（育成医療）	△	△	△	△	△	△	11	18歳未満
手当・年金等	特別障害者手当	△	△					15	
	障害児福祉手当	△	△					15	
	在宅重度心身障害者手当	△	△					16	
	特別児童扶養手当	○	○	○	△			16	20歳未満
	児童扶養手当	○	△					17	子育て支援課
	障害基礎年金	▲	▲	▲				19	国保年金課（▲は年金制度）
在宅サービス	訪問理容・美容サービス	△						20	
	紙おむつ（おむつ代）の給付	○	○	○	○	○	○	21	
	訪問入浴サービス	△	△					21	
	生活サポートサービス	○	○	○	○	○	○	22	利用料の負担があります
総合支援法	障害福祉サービス	○	○	○	○	○	○	23	一部自己負担があります
	移動支援等地域生活支援サービス	○	○	○	○	○	○	27	一部自己負担があります
	日常生活用具の給付	△	△	△	△	△	△	29	一部自己負担があります
	補装具費の支給	△	△	△	△	△	△	33	原則として更生相談所の判定を要する
住宅	市営住宅の優先入居	○	○	○	○			36	建築住宅課
	県営住宅家賃の減免	○	○	○	○			36	埼玉県住宅供給公社
活動援助・助成	福祉タクシー利用券の支給	○	○					37	
	自動車燃料券の支給	○	○					37	
	自動車運転免許取得費の助成	○	○	○	○	○	○	38	
	自動車改造費の助成	○	○	○	○	○	○	38	
	障害者用送迎自動車の貸出し	○	○	○	○	○	○	39	社会福祉協議会
	駐車禁止適用除外	△	△	△				40	鴻巣警察署
	思いやり駐車場	○	○	△	△	△	△	41	
	郵便等による不在者投票	○	○					42	市選挙管理委員会
税の減免等	所得税障害者控除	○	○	○	○	○	○	45	上尾税務署
	市県民税障害者控除	○	○	○	○	○	○	45	税務課
	自動車税減免	○	○	△	△	△	△	47	自動車税事務所又は県税事務所
	軽自動車税減免	○	○	△	△	△	△	48	税務課
公共料金等の割引	JR運賃の割引	○	○	○	○	○	○	49	
	タクシー運賃の割引	○	○	○	○	○	○	49	1割引 関東圏内のタクシー事業者
	バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	49	割引内容は各バス会社に確認
	航空運賃の割引	○	○	○	○	○	○	50	各航空会社
	有料道路通行料金の割引	△	△	△	△	△	△	51	5割引
	NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	52	NHKさいたま放送局
	携帯電話基本料金等の割引	○	○	○	○	○	○	52	各携帯電話会社
	市内自転車駐車場定期利用の免除措置	○	○	○	○	○	○	52	公益財団法人自転車駐車場整備センター

【視覚障がい】

△は一部該当

事業／手帳の等級		1	2	3	4	5	6	ページ	備 考
医療費制度	重度心身障害者医療費の助成	△	△	△				9	
	後期高齢者医療費制度	○	○	○				10	65歳以上
	自立支援医療（更生医療）	△	△	△	△	△	△	10	18歳以上
	自立支援医療（育成医療）	△	△	△	△	△	△	11	18歳未満
手当・年金等	特別障害者手当	△	△					15	
	障害児福祉手当	△	△					15	
	在宅重度心身障害者手当	△	△					16	
	特別児童扶養手当	○	○	○				16	20歳未満
	児童扶養手当	○	△					17	子育て支援課
	障害基礎年金	▲	▲	▲				19	国保年金課（▲は国民年金制度）
在宅サービス	紙おむつ（おむつ代）の給付	○	○	○	○	○	○	21	
	生活サポートサービス	○	○	○	○	○	○	22	利用料の負担があります
総合支援法	障害福祉サービス	○	○	○	○	○	○	23	一部自己負担があります
	移動支援等地域生活支援サービス	○	○	○	○	○	○	27	一部自己負担があります
	日常生活用具の給付	○	○	△	△	△	△	29	一部自己負担があります
	補装具費の支給	△	△	△	△	△	△	33	原則として更生相談所の判定を要する
住宅	市営住宅の優先入居	○	○	○	○			36	建築住宅課
	県営住宅家賃の減免	○	○	○	○			36	埼玉県住宅供給公社
活動援助・助成	福祉タクシー利用券の支給	○	○					37	
	自動車燃料券の支給	○	○					37	
	身体障害者補助犬の給付	○						37	財アイメイト協会で合宿訓練を要する
	視覚障害者ガイドヘルパーの派遣	○	○	○				39	
	声の広報貸出し	○	○	○	○	○	○	39	音訳サークルによる広報等の音訳
	駐車禁止適用除外	△	△	△	△			40	鴻巣警察署
	思いやり駐車場	○	○	○	○			41	
税の減免等	所得税障害者控除	○	○	○	○	○	○	45	上尾税務署
	市県民税障害者控除	○	○	○	○	○	○	45	税務課
	自動車税減免	○	○	○	△			47	自動車税事務所又は県税事務所
	軽自動車税減免	○	○	○	△			48	税務課
公共料金等の割引	J R運賃の割引	○	○	○	○	○	○	49	
	タクシー運賃の割引	○	○	○	○	○	○	49	1割引 関東圏内のタクシー事業者
	バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	49	割引内容は各バス会社に確認
	航空運賃の割引	○	○	○	○	○	○	50	各航空会社
	有料道路通行料金の割引	△	△	△	△	△	△	51	5割引
	N H K放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	52	N H Kさいたま放送局
	携帯電話基本料金等の割引	○	○	○	○	○	○	52	各携帯電話会社
	市内自転車駐車場定期利用の免除措置	○	○	○	○	○	○	52	公益財団法人自転車駐車場整備センター

【聴覚・平衡、音声・言語機能障がい】

△は一部該当

事業／手帳の等級		2	3	4	6	ページ	備考
医療費制度	重度心身障害者医療費の助成	△	△	△		9	
	後期高齢者医療費制度	○	○			10	65歳以上
	自立支援医療（更生医療）	△	△	△	△	10	18歳以上
	自立支援医療（育成医療）	△	△	△	△	11	18歳未満
手当・年金等	特別障害者手当	△				15	
	障害児福祉手当	△				15	
	在宅重度心身障害者手当	△				16	
	特別児童扶養手当	○	○			16	20歳未満
	児童扶養手当	○				17	子育て支援課
	障害基礎年金	▲	▲	▲		19	国保年金課（▲は国民年金制度）
在宅サービス	紙おむつ（おむつ代）の給付	○	○	○	○	21	
	生活サポートサービス	○	○	○	○	22	利用料の負担があります
総合支援法	障害福祉サービス	○	○	○	○	23	一部自己負担があります
	移動支援等地域生活支援サービス	○	○	○	○	27	一部自己負担があります
	日常生活用具の給付	○	△	△	△	29	一部自己負担があります
	補装具費の支給	△	△	△	△	33	原則として更生相談所の判定を要する
住宅	市営住宅の優先入居	○	○	○		36	建築住宅課
	県営住宅家賃の減免	○	○	○		36	埼玉県住宅供給公社
活動援助・助成	手話通訳者の派遣	○	○	○	○	27	社会福祉協議会（委託）
	福祉タクシー利用券の支給	○				37	
	自動車燃料券の支給	○				37	
	自動車運転免許取得費の助成	○	○	○	○	38	
	駐車禁止適用除外	△	△			40	鴻巣警察署
	思いやり駐車場	△	△	△		41	
税の減免等	所得税障害者控除	○	○	○	○	45	上尾税務署
	市県民税障害者控除	○	○	○	○	45	税務課
	自動車税減免	○	○			47	自動車税事務所又は県税事務所
	軽自動車税減免	○	○			48	税務課
公共料金等の割引	J R運賃の割引	○	○	○	○	49	
	タクシー運賃の割引	○	○	○	○	49	1割引 関東圏内のタクシー事業者
	バス運賃の割引	○	○	○	○	49	割引内容は各バス会社に確認
	航空運賃の割引	○	○	○	○	50	各航空会社
	有料道路通行料金の割引	△	△	△	△	51	5割引
	N H K放送受信料の減免	△	△	△	△	52	NHKさいたま放送局
	携帯電話基本料金等の割引	○	○	○	○	52	各携帯電話会社
	市内自転車駐車場定期利用の免除措置	○	○	○	○	52	公益財団法人自転車駐車場整備センター

【内部機能障がい】

△は一部該当

事業／手帳の等級		1	2	3	4	ページ	備考
医療費制度	重度心身障害者医療費の助成	△	△	△		9	
	後期高齢者医療費制度	○	○	○		10	65歳以上
	自立支援医療（更生医療）	△	△	△	△	10	18歳以上
	自立支援医療（育成医療）	△	△	△	△	11	18歳未満
手当・年金等	特別障害者手当	△				15	
	障害児福祉手当	△				15	
	在宅重度心身障害者手当	△	△			16	
	特別児童扶養手当	○	○	○		16	20歳未満
	障害基礎年金	▲	▲	▲		19	国保年金課（▲は年金制度）
在宅サービス	紙おむつ（おむつ代）の給付	○	○	○	○	21	
	生活サポートサービス	○	○	○	○	22	利用料の負担があります
総合支援法	障害福祉サービス	○	○	○	○	23	一部自己負担があります
	移動支援等地域生活支援サービス	○	○	○	○	27	一部自己負担があります
	日常生活用具の給付	△	△	△	△	29	一部自己負担があります
住宅	市営住宅の優先入居	○	○	○	○	36	建築住宅課
	県営住宅家賃の減免	○	○	○	○	36	埼玉県住宅供給公社
活動援助・助成	福祉タクシー利用券の支給	○	○			37	
	自動車燃料券の支給	○	○			37	
	自動車運転免許取得費の助成	○	○	○	○	38	
	駐車禁止適用除外	△	△	△		40	鴻巣警察署
	思いやり駐車場	○	○	○	○	41	
税の減免等	所得税障害者控除	○	○	○	○	45	上尾税務署
	市県民税障害者控除	○	○	○	○	45	税務課
	自動車税減免	○	○	○		47	自動車税事務所又は県税事務所
	軽自動車税減免	○	○	○		48	税務課
公共料金等の割引	J R運賃の割引	○	○	○	○	49	
	タクシー運賃の割引	○	○	○	○	49	1割引 関東圏内のタクシー事業者
	バス運賃の割引	○	○	○	○	49	割引内容は各バス会社に確認
	航空運賃の割引	○	○	○	○	50	各航空会社
	有料道路通行料金の割引	△	△	△	△	51	5割引
	N H K放送受信料の減免	△	△	△	△	52	NHKさいたま放送局
	携帯電話基本料金等の割引	○	○	○	○	52	各携帯電話会社
	市内自転車駐車場定期利用の免除措置	○	○	○	○	52	公益財団法人自転車駐車場整備センター

※内部機能障がいの等級のうち、2級は「肝臓機能障がい」のみとなります。

【知的障がい】

△は一部該当

事業／手帳の等級		①	A	B	C	ページ	備 考
医療費制度	重度心身障害者医療費の助成	△	△	△		9	
	後期高齢者医療費制度	○	○			10	65歳以上
手当・年金等	特別障害者手当	△	△			15	
	障害児福祉手当	○	△			15	
	在宅重度心身障害者手当	△	△	△		16	
	特別児童扶養手当	○	○	○	△	16	20歳未満
	障害基礎年金	▲	▲	▲		19	国保年金課（▲は年金制度）
在宅サービス	紙おむつ（おむつ代）の給付	○	○	○	○	21	
	生活サポートサービス	○	○	○	○	22	利用料の負担があります
総合支援法	障害福祉サービス	○	○	○	○	23	一部自己負担があります
	移動支援等地域生活支援サービス	○	○	○	○	27	一部自己負担があります
	日常生活用具の給付	○	○			29	一部自己負担があります
住宅	市営住宅の優先入居	○	○	○		36	建築住宅課
	県営住宅家賃の減免	○	○	○		36	埼玉県住宅供給公社
活動援助・助成	福祉タクシー利用券の支給	○	○			37	
	自動車燃料券の支給	○	○			37	
	駐車禁止適用除外	○	○			40	鴻巣警察署
	思いやり駐車場	○	○			41	
税の減免等	所得税障害者控除	○	○	○	○	45	上尾税務署
	市県民税障害者控除	○	○	○	○	45	税務課
	自動車税減免	○	○			47	自動車税事務所又は県税事務所
	軽自動車税減免	○	○			48	税務課
公共料金等の割引	J R運賃の割引	○	○	○	○	49	
	タクシー運賃の割引	○	○	○	○	49	1割引 関東圏内のタクシー事業者
	バス運賃の割引	○	○	○	○	49	割引内容は各バス会社に確認
	航空運賃の割引	○	○	○	○	50	各航空会社
	有料道路通行料金の割引	○	○			51	5割引
	N H K放送受信料の減免	△	△	△	△	52	NHKさいたま放送局
	携帯電話基本料金等の割引	○	○	○	○	52	各携帯電話会社
	市内自転車駐車場定期利用の免除措置	○	○	○	○	52	公益財団法人自転車駐車場整備センター

【精神障がい】

△は一部該当

事業／手帳の等級		1	2	3	ページ	備考
医療費制度	重度心身障害者医療費の助成	△	△		9	
	後期高齢者医療費制度	○	○		10	65歳以上
	自立支援医療（精神通院医療）	△	△	△	11	
手当・年金等	在宅重度心身障害者手当	△			16	
	障害基礎年金	▲	▲	▲	19	国保年金課（▲は年金制度）
	特別児童扶養手当	△	△		16	20歳未満
在宅サービス	生活サポートサービス	○	○	○	22	利用料の負担があります
総合支援法	障害福祉サービス	○	○	○	23	一部自己負担があります
	移動支援等地域生活支援サービス	○	○	○	27	一部自己負担があります
住宅	市営住宅の優先入居	△	△		36	建築住宅課
	県営住宅家賃の減額	△	△		36	埼玉県住宅供給公社
活動援助・助成	福祉タクシー利用券の支給	○	○		37	
	自動車燃料券の支給	○	○		37	
	駐車禁止適用除外	○			40	鴻巣警察署
	思いやり駐車場	○			41	
税の減免等	所得税障害者控除	○	○	○	45	上尾税務署
	市民税障害者控除	○	○	○	45	税務課
	自動車税減免	△			47	自動車税事務所又は県税事務所
	軽自動車税減免	△			48	税務課
公共料金等の割引	バス運賃の割引	○	○	○	49	割引内容は各バス会社に確認
	航空運賃の割引	○	○	○	50	各航空会社
	NHK放送受信料の減免	△	△	△	52	NHKさいたま放送局
	携帯電話基本料金等の割引	○	○	○	52	各携帯電話会社
	市内自転車駐車場定期利用の免除措置	○	○	○	52	公益財団法人自転車駐車場整備センター

【難病】

事業／手帳の等級		ページ	備考
医療費制度	小児慢性特定疾病医療	12	鴻巣保健所
	先天性血液凝固因子欠乏症等医療	12	鴻巣保健所（20歳以上）
	指定難病医療	12	鴻巣保健所
手当・年金等	難病患者手当	15	
	小児慢性特定疾病児手術見舞金	16	18歳未満
在宅サービス	紙おむつ・おむつ代の支給	21	
	生活サポートサービス	22	利用料の負担があります
総合支援法	障害福祉サービス	23	一部自己負担があります
	移動支援等地域生活支援サービス	27	一部自己負担があります
	日常生活用具の給付	29	一部自己負担があります
	補装具費の支給	33	原則として更生相談所の判定を要する
活動援助・助成	思いやり駐車場	41	

花かおり 緑あふれ 人輝くまち びのす



鴻 巣 市 健康福祉部障がい福祉課

〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号

☎ 048-541-1321(代表) FAX 048-541-1328

☎ 内線 2615・2617・2619・2678・2692

令和6年9月製本